

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	次長	係長	主査	担当							文書取扱主任		

平成29年 第2決算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成29年9月12日(火)・13日(水)		
開催場所	第一委員会室		
出席委員	別紙のとおり	事務局	菊田次長
			壽永主査
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 付託事件		
	認定第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計決算の認定について		
	認定第8号 平成28年度滝川市病院事業会計決算の認定について		
	2 審査月日		
	9月12日、13日の2日間、慎重に審査を行った。		
	3 審査の経過		
	認定第3号、第6号については、委員長を除く委員8名により採決した結果、賛成多数により、原案のとおり可とすべきものと決定した。認定第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号の5件については、全会一致でいずれも原案のとおり可とすべきものと決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 第2決算審査特別委員長 東元勝己 ㊦			

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H29.9.12（火）10：00～

第一委員会室

開 会 9：57

委員長挨拶

委員長

おはようございます。ただいまから第2決算審査特別委員会を開会いたします。予算、決算を含めて私は委員長の役は初めてでございますので、皆様のご協力をいただき、スムーズな運営に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。決算の数字は、既に確定した数字ではございますが、皆様の真摯な議論の中から来年度以降の滝川市の行政に役立つような貴重な審議をお願いしたいと思います。それでは、2日間よろしくお願いいたします。ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。これより本日の会議を開きます。本委員会に付託されました事件は、
認定第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計決算の認定について
認定第8号 平成28年度滝川市病院事業会計決算の認定について
以上、特別会計5件、企業会計2件の計7件となっております。

事前審査説明

委員長

次に、審査の方法について協議いたします。まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどとして取り進めることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。次に、審査の進め方について協議いたします。審査は、会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配意願います。また、答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方で原則係長職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしてください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております全認定については一括して各会派の代表の方に行ってもらふこととし、その順番は会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定されている資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外で資料要求される方は、その都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思ひますが、これによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

資料要求

委員長
清水

まず、冒頭に資料要求される方はいますか。

まず病院事業会計、一般会計繰入金で地方公営企業法に基づく繰り出し基準額項目別内訳及び対応する地方交付税基準財政需要額がわかる資料。2点目は、28年度決算状況を見る上で決算資料では決算カードは出されておりますが、交付税算定台帳がもうできていればこれを要求いたします。3つ目は、後期高齢者医療特別会計で被保険者数、世帯数、均等割軽減、所得割軽減、被用者保険被扶養者軽減の人数や総額等、また前年度との増減等がわかる資料。特に後期高齢者医療については、何か表的なものというか、資料的なものが事務概要にも決算資料にも全く載っていないということで非常にデータ不足だなということを感じますので、これは3ページでも4ページでも私はいいいと思いますので、まとめられているものがあれば、特に加工しなくてもいいようなものを要求したいと思ひます。

委員長

ただいま清水委員から、病院事業会計の基準額、地方交付税基準財政需要額がわかるもの、2点目、地方交付税算定台帳、3点目、後期高齢者医療特別会計関係で被保険者数、世帯数、均等割軽減、所得割軽減、被用者保険被扶養者軽減の人数、総額等、前年との増減等がわかる資料、以上3件について資料要求がありました。ほかはございますか。

(なしの声あり)

委員長
椿部長

以上3点について資料要求がありました。所管は用意できますか。

平成28年度病院事業会計の予算委員会のときに同じような繰入金の計算書の資料を提出させていただいています。そのベースでよければ、あすの委員会前に

配付させていただきたいと思います。

岡崎係長 地方交付税算定台帳、28年度のものにつきましては提出することができますので、後ほど提出させていただきます。

橋本課長補佐 後期医療特別会計の被保険者数、世帯数等の資料で一部用意できない数字はあるのですけれども、わかる範囲の資料をきょうの委員会までに用意させていただきます。

委員長 所管で対応可能ということで、清水委員から要求がありました3件については本委員会として要求することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

委員長 所管におかれましては、清水委員から要求がありました3件について速やかに資料の提出をお願いいたします。
以上で審査方法についての協議を終了し、早速審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

委員長 それでは、日程に従いまして審査を進めます。
認定第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。
(認定第3号を説明する。)
(認定第3号を説明する。)

山崎部次長 説明が終わりました。
伊藤課長 これより質疑に入ります。質疑ございますか。
委員長 1点だけお伺いいたします。

関 藤 293ページの修繕の不用額、200万円以上の不用額が出ているわけですが、前年度28年度における修繕の主なものはどのような修繕が行われていたのかと、それで入居者の方から修繕の要望としてほかに上がってきているものはなかったのかと、多分修繕の基準というのがあるかと思うのですけれども、200万円以上の不用額があるので、その修繕の基準の緩和的なことをして、もし要望が上がっている部分があるのであればそこら辺の考え方についてどうだったのかお尋ねいたします。

鎌塚係長 ただいまの関藤委員からのご質疑ですが、修繕のまず予算の積算に関してご説明させていただきますが、基本的に予算を積算するときには過去3年間の実績をもとに予算を積算しておりますので、28年度において必ずこういう修繕を何件やるだとか、床を何件やるだとか、外壁を何件やるだとか、そういう件数を決めての積算ではございませんので、まず予算についてはそういった過去の実績をもとに必要であろうというものを積算して予算を組んでいます。結果的に28年度終えて余剰金が発生しているわけではございますが、これは28年度だけのお話ではないのですが、以前からのお話でもあるのですが、やはり空き住宅がなかなか解消できないというところもございまして、特に平家の中では床落ちだとか修繕をした場合かなり高額な修繕案件があります。しかしながら、そこに入居を希望される需要がなければ修繕をしても、ただ使われなければ傷むということが生じますので、あくまでも修繕が発生した段階で修繕に当たるということでその分の予算を確保はしておりますが、結果として全て想定

していた修繕が対応するに至らなかったということで200万円以上の余剰額が出たという結果になっています。

修繕において、さらに要望というお話もございましたが、基本的に修繕に当たる上では生活に支障がない、現状生活を維持させていくというところでの修繕対応を行っていますので、要望ということになると機能向上だとか、個別に入居者の皆さんの生活においてのそういった希望等のお話に対しての修繕ということは特段定めはございませんので、あくまでも修繕というのは生活に支障がない、現状を維持させていくということの手だてとして対応しておりますので、そういう修繕ということで実施しております。

あと、修繕の主な内容ということで若干触れさせていただきたいと思いますが、項目でいうと修繕料は修繕と手数料と2つの項目がまざっているのですが、実際に対応した修繕で主に多かった件数をお話しさせていただきます。給排水の設備に伴う修繕が約350件ございました。それに次ぐ修繕対応は、内部の建具ですとか電気、また壁の補修ですとか床組み、こういったものが大体似たような件数で100件前後の件数が年間対応しているというところですよ。

関 藤

1点確認させていただきます。

生活の支障のない範囲での修繕ということで、実際昨年度そういった生活支障があると思われることで行政に対して修繕をしてくれという件数は何件か上がってきましたか。

鎌塚係長

基本的に修繕に対応するに当たっては、お客様、入居者の皆さんから情報をいただいて対応するというのが基本にありますので、要望といえばそういった連絡を受けてということが全体的なお話になるかと思います。一般的な修繕の件数は28年度1,337件対応しております。こちらは、トータルの件数なので、実際入居されている、一般修繕、経常修繕というふうに私たちはそういう対応しているのですが、要は空き家ではない修繕は1,069件対応しております。

委員 長
山 口

ほかに質疑ございますか。

293ページの工事請負費と、それから295ページの15節工事請負費、入札で決めているのですけれども、これで滝川の地場企業というか、本社、本店、支店を含めてそうでない件数というのはありますか。

鎌塚係長

それと、295ページの委託費ですけれども、測量などなのですけれども、この測量の入札で一番低かった落札率どれぐらいなのか、その2点お願いします。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、1点目、工事請負費の関係で市外業者を使っているかという確認だったかと思いますが、28年度において市営住宅管理費、また住宅建設費ともに工事請負費でかかっている市外業者はございません。

山 口

また、2点目の委託料で入札、いわゆる落札率の低いところの測量についてのご質疑でしたが、緑町団地の建てかえ用地確定測量で予算に対して実際の落札率が70.79パーセントというのが一番低い結果でございます。

横田係長

その70.79パーセントというのは、積算する段階で多少問題があったということですか、それとも業者の努力で安かったということですか。

委員 長
堀

これは、業者の努力、企業努力により落札減になったというふうに考えているものであります。

ほかに質疑ございますか。

監査の意見書の中の32ページですが、不納欠損と収入未済額がどんどん減って

いるというのがわかりましたけれども、この要因は何か、考えられる要因がありましたら示してください。

鎌塚係長

28年度におきまして不納欠損は行っていませんので、ゼロ円ということで、収納においては28年度だけではないのですが、この間もそうですが、未納がある入居者の皆様、また退去された方々に対しても日常的に電話、また近隣であれば訪問含め、文書含め、小まめな対応をしていますので、そういった意味では未収分は減少しつつありますし、新たに未納を生まないための取り組みも日ごろから対応している結果だと思っております。

委員長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

それでは、3つばかり簡略にお聞きします。

1款1項1目の中の293ページで報償費の中の管理人報償費があります。これ何件くらいというか、何人というか、その辺の数を教えていただきたいのと、295ページ、2項1目公営住宅建設費の中の一番下のその他の諸費があります。大まかな金額でいいのですが、内訳を教えてください。

もう一つは、301ページ、3款1項1目の中の市営住宅の敷金払戻しに要した経費なのですが、去年より減っていますが、どのぐらいの件数があるかわかれば教えてください。

鎌塚係長

順番前後しますが、まず2点目にありました295ページの建設事業費における備考欄、その他諸費ということで、それの上を書いてある全てが工事請負費の3億3,990万円の全てですので、それ以外が旅費ですとか需用費、委託費ということです。主なものといえば次に支出額が大きい委託料、1,157万1,120円の支出済額となります。また、297ページにおいても補償補填及び賠償金ということで258万4,000円が支出済額になっておりますが、こちらにつきましては緑町建てかえ事業に伴いまして新団地に住みかえをさせた結果移転費というものが発生しますので、こちらが次いで主な項目となります。

続いて、1点目の管理人報償費の関係になります。全ての集合住宅で管理人が担い手不足もございまして設定はできていませんが、結果としまして住宅の管理人として28名が年度末として設定しているところであり、当然四半期ごとに管理人報償費は支出しておりますので、その中での出入り、また人数の増減がございますので、毎四半期で定額ではございませんが、多少の増減はありますが、結果として第4四半期終えて132万4,825円の支出をしたところでございます。また、これについては、住宅には集会所、集会室というものも設定しておりますので、そこにも管理人をつけておりますので、そちらが7件ございますので、そのトータルとしての管理人報償費の支出額となっております。

3点目の敷金の関係のご質疑でしたが、件数につきましては87件に対して敷金還付支出をしているところでございます。

委員長
清水

ほかに質疑ございますか。

通告はしていますが、足す部分を先に言います。

まず、江陵団地、これは住宅の維持管理ですから、歳出の1款1項1目、住宅管理費、江陵団地1号棟のベランダをあけると、ガラス戸の外側に、ステンレスが平らでないのです。傾斜がついてベランダに続いているのです。そこに高齢者が靴下なんかで乗ると、滑るのです。滑って転んだという人がいまして、これは危険だということで僕も実際そこに乗ってみましたけれども、結構つるつるなのです。その戸の横、つまり壁の横も延長していますけれども、そこは

平ら。それは、コンクリートの上にステンレスが張ってあるという感じなのです。上にかぶせてある。だから、コンクリートの傾斜をちょっと直して、そしてステンレスを載せ直せば傾斜にならないので、滑っていかないのです。そういうことで住宅課のほうに相談があったかどうか分かりませんが、設計がちょっとまずいなと思っています。その対応についてお伺いいたします。

それと、工事請負費で公共事業を受注した場合、1次下請や2次下請も含めて全員ではないと思うのですが、かなり社会保険加入というのが国の指導が強化されていると、これについてどのように今回把握をされてきたかということをお伺いします。

それでは、通告を読んでまいりますけれども、まず歳入で1款1項1目住宅使用料、公営住宅法第16条は「公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令の定めるところにより、事業主体が定める」とされておりますが、最高額と最低額について団地名とその所得の範囲、つまり全体の最高と最低をお伺いします。

2点目は、その近傍同種の住宅の家賃の最高と最低をお伺いします。

3点目は、家賃減免について、まず申請数と決定数。金額決定が要綱どおり生活保護基準に沿って行われたか。2項の前項の減免の額が本人の申告により家賃の全額の納付が不可能であるときは全額とし、家賃の一部の納付が可能であるときは納付可能なまでの減額とするとされているが、幾ら以下は認めないという助言はしていないのか。

4点目、空き室について、啓南、見晴、東町、江陵、泉町など比較的新しい団地の空き室はそれぞれ何室中何室が同時に最大の空き室だったか。

5点目、古い団地で政策空き家をしていない団地について、開西、北辰、江南の入居率。

大きな2点目、1款1項3目駐車場使用料について、1,597万9,000円ですが、駐車場使用料の過去の収入も含めた金額のうち、まず駐車場維持管理として使われた金額と割合は。また、28年度末の残高は記録しているか。

大きな3点目、2款1項1目の国庫補助金ですが、公住法第17条で国は、第7条第1項の規定による国の補助を受けて建設した公営住宅について、事業主体が前条第1項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して5年以上20年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を補助するものとしています。まず、これに当市は該当していないように思うが、該当しない理由は。また、2款1項1目の国庫補助金11万8,000円について、287ページの備考で家賃対策補助金13戸13万3,000円だったが、この内容について。

大きな4点目、4款1項1目他会計繰入金、一般会計の52、53ページで国庫補助金として地域住宅計画に基づく事業として1億6,314万1,000円を受けています。2億3,641万3,000円との差額7,327万2,000円は一般財源か、また交付税措置はないと思うが、どのような繰り出しルールがあるのか。

大きな5点目、6款2項1目市営住宅敷金収入310万3,000円が敷金収入で、28

年度の新規入居者について、1、総世帯数、2、市営住宅同士の転入者、中層、1階、浴室つきなど理由別に、3、市営住宅からの転出世帯数、4、4月、10月の抽せん会に参加した世帯数。2、公住法第18条第2項で「事業主体は、病気ににかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することができる」とされていますが、こういう実績はあるでしょうか。

大きな6点目、6款4項1目雑入で、退去時修繕費用の立てかえ等と思いますが、内容について伺います。

大きな7点目1、歳出、1款1項1目、住宅管理費で1節の報酬の内訳、嘱託職員だと思いましたが、何人分か、従事した業務を具体的に。

2、7節賃金の内訳は、臨時職員だと思いましたが、何人分か、雇用方式、月給、日給、時給等、従事した業務を具体的に。

3、12節、手数料970万5,000円の内訳について、また部品交換がない手間賃だけのものを手数料としているが、歳入項目の使用料、手数料もあり、大変紛らわしく、11節、修繕料などに振り分けてわかりやすくすることはできないのかお伺いいたします。

4、退去後の修繕、美装などで、まず利便性が高い啓南団地などが同時に10戸も空き室になる状況があれば問題ではないか。啓南団地の平均空き室期間は、家賃収入をふやすため周知に力を入れる考えは。

5、新町団地の1階玄関ひさし、これは車椅子用でないほうの玄関が2つあるわけですが、ここにひさしがないのです。そこで、公営住宅の玄関はひさしがあるのが一般的だが、なぜないのか。扉の開閉の障害になるなど要望が出されています。設置する考えはないのか。また、新町団地については、障がい者がオイルサーバーがないため4階まで灯油缶を運ぶことが続いています。4階まで業者に頼むとかなり取られるということなのですが、これは長寿命化計画では直前で見送られたという経緯がありますが、どのように考えたのか。

6、銀川団地玄関の手すり、1階のロビーセンサー式照明など、共産党の館内議員が一般質問で取り上げておりましたが、実施されておられません。理由について伺います。

7、事務概要151ページの34番、啓南団地8号棟水道メーター取替工事について、工事の概要について戸別の検満メーターや発信器、その他集中検針盤など費用内訳について伺います。

1款2項1目公営住宅建設費で2億6,544万1,924円ですが、建設費が高騰しているとのことですが、ストック計画を改定した3年前との比較で概要について伺います。

2款1項1目、市債残高は償還額1億6,349万2,000円に対し起債額が1億3,030万円です。3,319万2,000円減少し、25億1,257万円となっております。まず、新規分1億3,030万円の利率は、公営住宅事業特別会計での独立採算では残高が25億円の水準で推移するためいつまでも毎年の利払いが3,000万円以上となり、市財政にとって得策ではないのではないかと。例えば三セクに毎年7億円以上0.0何パーセントということ実質貸し付けているということとの対比で、毎年市債の一部を会計間で借り入れるなどの政策転換は法律上できないのだろうとは思っているけれども、何か手はないのかということはどうしても考える。例えば起債するときに必ず一般財源が5パーセントとか必要なのだと思うのです。必

要でないのかもしれないけれども、そういう場合、会計がこれだけ厳しいのだから、その一般財源分だけでも一般会計で負担するとか、それを貸すとか、会計間で、何かそういうことでちょっと工夫が必要だと思うのです。

次、3款2項1目、公営住宅敷金基金ですが、決算書の414ページなのですが、14の表ですけれども、前年度末現在高及び決算年度末現在高の中に敷金基金で未収金が1,145万8,000円もふえたりするということはちょっと、この未収金って一体何の未収金なのか、この表が大変わかりづらい。積立と書いているけれども、これでもわからない。この表の見方をお伺いいたします。

横田係長

通告の質疑に追加のあった2点について私からお答えいたします。

江陵団地1号棟のベランダ窓の下にあるステンレスというふうにおっしゃっていたのは、多分大きなベランダ窓の下側にあるものを言っているのだと思いますが、江陵団地以降公営住宅は外断熱という方法で施工しております。具体的に言うと、図面がないので、定かではないのですが、鉄筋コンクリート造の壁の外側に100ミリ、10センチの断熱材があり、そしてコンクリートの上に窓があるので、その断熱材を覆う形で一般的な窓の水切りと言われるものを、アルミでつけているという現状です。なので、今までやっていた従来の内断熱に比べてどうしてもおさまり上、窓の外側に断熱材があるので、10センチを覆うような12センチとか、そのぐらいの広さの水切りがあります。ベランダの下とはいえ、外側からの雨が入ってきたりした場合にその雨を外に吐きたいので、どうしても少し水勾配をつけた中で施工することが住宅に対して長寿命に維持できるというふうを考えておりますので、そのような形で10センチ以上のそういうアルミ製の水切りに勾配をつけた形で施工しておりますので、滑るというご指摘はございましたが、このような形で今後も設計施工はしていき、外断熱でやる分においてはこのような施工になるというふうを考えております。

もう一点ですが、1次、2次の下請についての社会保険加入の把握についてということですが、平成27年以降当課において受注していただいた業者に金額にかかわらず施工体制台帳の提出を求めています。その中で1次、2次全てにかかわった下請に対しての社会保険加入制度の確認はできるようになっておりますが、ただそこで何に何件入っているとか、未加入が何件いるというような集計は行っておりません。

鎌塚係長

私より清水委員から通告質疑で事前にいただいていた質疑について回答させていただきます。

まず、1点目、近傍同種家賃の関係でしたが、最高額、最低額ということで最高額の団地につきましては28年度に建設しました緑町団地、こちらの近傍同種家賃が15万8,300円、また最低額の団地につきましては同団地で用途廃止を進めています平家の緑町団地、こちらが7,100円ということで最低額になります。

続いて、近傍同種の住宅の家賃としての最高、最低額のご質疑でしたが、今ほどお話ししました緑町団地の建てた木造と平家になりますが、家賃につきましては入居者の収入区分によって分かれまして4段階に分かれます。高い家賃でいいますと、緑町団地の木造で一番高い第4分位という4段階の一番上の家賃になりますが、こちらが3万7,800円、低い家賃としましては平家、緑町団地で2,900円ということになっています。

続いて、家賃減免の関係です。申請数と決定数ということで申請数は102件、そのうち決定、承認されたものは98件ございます。同様に減免についての申請の

中身でしたが、ご質疑にあったとおり家賃減免基準及び事務取扱要綱に基づいて審査し、取り扱いを進めております。また、質疑の中で何円以下は認めないというような助言があったかというお話もありましたが、そういうふうに幾ら以下は減額しませんということはお話しておりません。入居者の生活実態などの状況だとか、それに応じて入居者がどのぐらいの対応ができる資力があるかだとか、そういった状態の聞き取りは行っていますが、幾ら以下は認めないという説明はしておりません。

続いて、空き家の関係でしたが、空き室の啓南団地、見晴団地、東町団地、江陵団地、泉町団地と比較的新しい団地のそれぞれの何室中何室が同時に空き室だったかとのことで、28年度4月から3月、この1年間において毎月確認しているのは月末なので、月末の状況でのお話になりますが、啓南団地でいいますと管理戸数180戸のうち、11月末の時点で4戸あいていたという結果があります。見晴団地、45戸管理戸数ありますが、10月から1月にかけて2戸あいておりました。東町団地、60戸管理戸数ありますが、毎月末の空き室はありませんでした。江陵団地につきましては、80戸管理戸数ありますが、4月末において3戸の空き室がございました。

続いて、古い団地の政策以外の入居率のご質疑でしたが、開西団地においては80.7パーセント、北辰団地については79.6パーセント、江南団地については68.5パーセント、いずれも29年3月末時点の入居率となっております。

続いて、駐車場使用料の収入と管理状況についてのご確認でしたが、駐車場の維持管理費ということで駐車場使用料の収入は歳入の決算書に記載しているとおりでありますが、実際の管理費、修繕についてのご説明になりますが、まず駐車場管理業務として各自治会に委託している委託料がございます。これが結果としては277万872円あります。駐車場と銘打って修繕しているものは、舗装がほぼ多いのですが、84万6,304円がございます。そのほかにも屋外附帯のものとして融雪槽がある団地ですとか、マンホール、また児童遊園だとか、屋外附帯のものがございますので、そういった修繕などの対応も行っておりますし、維持管理につきましては家賃、駐車場、家賃補助、また一般会計からの繰入金ですとか、前年度からの繰越金、こういったものの収入で実際歳出のほうは人件費ですとか事務費も含めて公住管理を全般的に行っていますので、2点目のご質疑にありましたが、駐車場の単体としての収入、また支出、その駐車場だけの管理ということを行っておりません。

続いてのご質疑になりますが、公住法第17条の基準に当市は該当していないように見えるがということで、こちらは該当しております。家賃低廉化事業として該当しておりまして、その補助収入としましては社会資本整備総合交付金の中で補助を受けているものとなっております。次の家賃対策補助金の内容についてのご確認でしたが、これは特定公共賃貸住宅、市営住宅とは別に見晴団地9号棟で1棟15戸の管理戸数を設置しておりますが、これに対する補助制度でありまして、10月1日を基準にして入居数に応じた状況で補助されております。近傍同種家賃から入居負担基準額を差し引いて、その2分の1が補助されているというものが家賃対策補助金の内容となっております。

続いて、一般会計の国庫補助金と、そこから特別会計、公住に入っている繰入金の部分の確認かと思いますが、決算書の53ページに記載されている一般会計国庫支出金の地域住宅計画に基づく事業として1億6,314万1,000円のうち、公

住特会分の交付金としましては1億5,682万500円であります。また、一般会計から繰入金として5,100万円、合わせて2億7,820万500円が他会計繰入金として公住特会の決算額として287ページに記載されている部分となります。一般会計に入っている国庫補助金、公住特会に繰り入れている額、その差額については建築の一般会計の分の補助、いわゆる住宅住みかえ支援ですとか、住宅改修、一般ですとか耐震改修、そういったものの公住特会とは別の一般会計分の建築住宅課の補助となっております。

続いて、敷金の関係でしたが、28年度の入居の関係ですが、1点目、入居件数は79件ございました。2点目、市営住宅同士のいわゆる住みかえという形の確認でしたが、全体で7件ございましたが、風呂なしから風呂ありに移転したのが1件、高齢や身体的な部分を含め平家で生活を続けていくのが困難だということで診断書が出てきて住みかえたのが2件、あとは住宅管理上のこととなりますが、設備の不良で修繕に時間を要するためにこちらの都合として1件住みかえをしていただいたというのがあります。あとは、家族数の増に伴って間取りを狭い部屋から広い部屋に移りたいということで2件、あと1件は近隣トラブルがありまして、通常の近隣トラブルとは別に関係機関も含めて人権問題に発展した問題がございまして、そのまま入居者関係で解決しがたいものがありましたので、内部協議をした結果、住みかえさせたという結果がございまして、住みかえ要件としては、滝川独自の要件でありまして、公営住宅は基本的には住宅として提供しているわけですから、住みかえはできないことが基本的な条件ではございますが、あとは自治体によって特例でこういったさまざまな要件で住みかえを行っているというのが実態でございます。

続いて、団地からの転出数ということで退去数になりますが、退去の件数は108件となります。28年度の4月、10月の補充登録の抽せん会の結果は、4月に行いましたのが96件、10月に行いましたのが98件ございました。4月の96件のうちキャンセルはありませんでしたが、10月の98件のうち4件は登録した後すぐキャンセルになっている結果です。

続いて、敷金の減免することができる規定がある中でその実績はどうかということで、実績としてはございません。敷金は、規定どおり二月分を入居前に納めてもらっているというのが実態でございます。

続いて、雑入の確認でございますが、決算書にも記載しておりますが、雑入の中で損害賠償金と記載しているところが退去時の修繕費用、本人の責務に係る修繕料が雑入の中の損害賠償金として記載されている部分です。もう一つの雑入については、こちらについては嘱託職員及び臨時職員の雇用保険料になります。

続いて、嘱託職員の内容についての確認でしたが、報酬の中で嘱託職員は3名分になっています。業務は事務員1人、住宅管理業務が1人、住宅使用料等の徴収員が1人ということで3名の嘱託職員の雇用がありました。

続いて、臨時職員は1名です。雇用形態は、時給制での雇用となっています。その業務につきましては、窓口及び電話対応、また修繕の発注等も含めた事務の補助を行っていただいております。

続いて、手数料の関係ですが、決算としましては909万1,280円が決算額になっています。一部は事務の手数料もございまして、大半は修繕に伴う手数料であります。主なものでお話しさせていただければ、排水管清掃ですとか室内美装、

こちらは223万3,000円ほど支出しております。また、除雪ですとか解氷作業、こちらに163万3,000円、また消防用の設備点検、こちらについては155万8,000円、あとは樹木の剪定ですとか除草、運搬作業、こちらについても100万円ほど支出を行っております。さまざまな手数料の支出がありまして、その積み上げとして900万円を超える結果となっております。あわせて、修繕における手数料の取り扱いについてのご意見もございましたが、当市における経理事務としての取り扱いで一律であります。ですので、公営住宅の特別会計だけの取り扱いを変更するという事はなかなか困難だというふうにも判断します。需用費につきましても、地方公共団体の行政の執行に伴う物品の取得及び修理等に要する経費ということでされております。その中において修繕料は、備品、物品等の一部を修繕、補修するために要する経費であり、物の破損を繕い、原状に戻すことを目的としているということが規定の中でされております。一方で、修繕という役務の提供である点で役務費と類似の性質を持っているため、サービスの提供のみに着目した対応として当市の経理事務が行われていることから、公住特会としても当市の取り扱いに沿って物品の取りかえなどが伴わない修繕については手数料としての支出対応を行っているというのが現状でございます。続いて、退去時の修繕、美装等のご質疑でしたが、まず1点目、利便性が高い啓南団地等々で空き家が多くなったときには問題ではないかということでしたが、啓南団地に限らず空き住戸がないということがやはり公営住宅を提供している側としましても望ましいのではあります。公営住宅への入居希望者が全体的に減少していることもございますし、一方増加している団地でいえば、建てかえ事業として直近で建設された新しい団地に希望者が集中しているという状況もございますので、なかなか難しい状況が現状あります。啓南団地の平均空き家期間はというご質疑でしたが、空き家の日数まで細かい管理、この部屋は何日あいているという細かい把握までは行っておりませんので、何日ということとは言えませんが、基本的には退去が発生して修繕を終えてすぐ待機者に照会ということになりますので、照会から実際入居に至るまではいろいろ書類の手続きですとか審査もございますので、1カ月もかからないくらいで入居はできますが、どうしても退去が発生しても待機者がいなければそのまま空き住戸が継続していくというのが現状で、さまざまな団地で発生しているというのが現状となります。そういった中で家賃収入をふやすのに周知に力を入れてはということのご質疑がございました。公営住宅は、生活に困窮する方々へということで入居資格、所得上限も設定しているものでありますから、全ての人に対応する住宅ということにもなかなかならないこともありますし、他市町村でも公営住宅は当然設置されていますので、なかなかPRということは、この間もインターネット、ホームページ、そういうことでの周知に力をというところとはまた違う部分があるかとは思いますが、取り扱いはしておりますし、窓口相談についてもどういふものを希望しているのかということで滝川市内におけるさまざまな地域にある団地の状況だとか、本人が希望される場所のマッチングがどう住宅の需要と供給ができるかということは親身に相談し対応はしておりますが、なかなか先ほどお話ししたとおり団地によって、また希望者のニーズによって偏りが起きているというところもございます。また、やはりこの間滝川市内全体において世帯数も減少してきているところもありますし、市営、道営も含めて2,000戸を超える公営住宅の管理戸数があるということになると、

世帯数に対する公住の供給バランスにひずみが出てきているのかなというふうにも見受けられます。まさに今、平成29年度においては住生活基本計画含めて、そのストック含めて、今後将来どうあるべきなのかということも含めて計画の見直しが始まっていますので、そういった将来あるべき管理戸数も含めて今後検証、検討を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、新町団地の関係でございますが、新町団地のひさしの部分のご質疑でした。1階部分のスロープにつきましては、以前屋根となる部分は北側、南側1カ所ずつスロープの部分の屋根はつけました。扉の開閉、多分中央の階段部分のお話かなとは思いますが、一応屋根はあるのですが、やはりその吹きだまりだとか、そういうことで特に冬、開閉がしづらいというお話なのかなと思います。私どもも当然新町団地の入居者の方々とのお話もさせていただいておりますし、団地の要望については基本的に自治会でしっかりと整理した中で上げていただいて、ほかの団地の要望も含めて同じなのですが、上がってきた自治会要望に対して中身を精査、実態を確認した上で協議して進めていくという取り扱いをしていますから、現実には新町団地の自治会からは正式に要望が上がってきておりませんので、その辺は引き続き要望が上がってきた段階で中身の検証、また検討を進めていきたいというふうに思っています。また、その次のオイルサーバーの関係もご質疑ありました。新町団地に隣接しております身障者センターの施設と共有して新町団地の地下には地下タンクがございます。その部分については、身障者センターの使用がメインになると思いますが、あわせて新町団地1階は車椅子専用の住戸ですから、車椅子の住戸の部分については地下タンクのオイルサーバーを使用しているというのが現状です。ただ、2階以上の部分につきましては、ご質疑にあったとおり入居者が対応するという状況でオイルサーバーがついていない状況もあります。ほかの集合住宅にも言えることではございますが、そういった以前の中層住宅につきましてはオイルサーバーがついていないというのがほかの団地でも現状でございます。団地建設においてオイルサーバーが設置されるようになったのが、平成12年から建設された見晴団地以降の団地がオイルサーバーがついているという状況がありまして、それ以前の建設の団地については現実的にはオイルサーバーがついていないという建物になっておりますので、そういうところにつきましては入居者の方々の対応で灯油については対応しておりますし、本市として灯油の活用のあっせんということまでではできませんので、個別に業者選定、または配送サービスなどもさまざま調査をさせていただいて個別契約として活用しているというのが現状でございます。

続いて、銀川団地の手すり、センサーの関係のご質疑でした。ご質疑の中でも触れていましたが、平成27年の第3回定例会でお話にありましたように館内議員の一般質問のことと考えますが、そのときの質問で銀川団地における集合玄関部分の手すりについてということで、またあわせてもう一つのそのときの一般質問では一の坂、滝の川、江陵、銀川団地等の集合玄関の照明をセンサー式にした場合の費用についてということで2本ご質問いただいて回答しております。その際にもお答えしておりますが、先ほども触れましたけれども、他団地に対する対応も含めてとなりますが、それぞれの団地の要望、自治会から上がってきた要望の検討を進めて対応しているというのが現状でありますし、銀川団地の手すりにつきましてはそれ以降、これは館内議員本人にもお話ししてお

りましたが、自治会から正式に要望が上がっていき、それで実際に手続に至っていなかったという過去の経過はございます。現年、平成29年度に入ってから正式に手すりについては要望が上がってきておりますので、次年度に向けて予算確保を含めて次年度に対応を進めたいと検討を今現在進めております。そのほかについてもさまざまな案件については、同様に自治会要望を踏まえてさまざまな検証を含めて対応を進めていきたいと考えております。

続いて、事務概要に係る水道メーターの関係でしたが、啓南団地の8号棟の水道メーターの確認でしたが、各戸のパイプシャフトに設置してあります水道メーターを新しいものに取りかえるための工事で、メーター器本体費用と撤去、取り付け費及び取り外した古いメーターの処分費、また1階共用部にある集中検針器に信号を送るための配線に接続する工事を90戸行ったというものが工事の概要になります。

続いて、建設費の高騰に伴って3年前の計画からどう変わっているのかということでしたが、3年前、平成25年度に比べまして建築関係の主要労務費、労務単価でいいますと平均で約15パーセント上昇しております。主要資材単価につきましては、生コンが約9パーセント、鉄筋が約2パーセント、木材が約18パーセントと上昇率はそれぞれさまざまありますが、ほとんどは資材が上昇しているという中身でございます。

続いて、市債残高の関係のご質疑でした。まず28年度の市債部分の利率になりますが、こちらは平成49年3月までの借入れですが、0.11パーセントの利率です。2点目については、市債の一部を会計間運用の検討というところの視点だったかと思いますが、一般会計においてご質疑にもありました第三セクターへの貸し付けを行っているという状況はございますが、こちらの貸し付けは基本的に短期貸し付けで年度内で借りて返すという作業があります。そういった意味では、公住特会では同様な対応をした場合建設事業費に生じる多額の起債がございまして、なかなか実態の取り扱いとしてはなじまないと考えますので、従来どおり借りの事業の中身によって20年から25年間の起債償還金を基本として補助の不足分を起債でしっかり公住は補えるので、そういったものを引き続き対応していきたいというふうに考えております。

最後に、積立金の残額の表の関係でしたが、414ページの(14)、滝川市公営住宅敷金基金の表、未収金、未払金という項目のつくりですが、基金は全般的に当市財政課が管理しているので、表のつくりは一所管でつくっているものではないのですが、中身についてご説明させていただきますと、敷金は出納閉鎖がございませんから、基本的に年度末、3月31日を基本ラインとして、そこで敷金目線としてどうあるのかというのをまず表として見ていただければと思います。3月31日、公住特会は5月末ですから、基本的に基金への積み立てだとか取り崩しは記載してありますとおり5月下旬に行いますから、3月末時点で起債を中心としたときに公住特会の手続を踏まえると、今後敷金の積み立てが1,145万8,000円あるという想定なので、3月31日ではまだ入っていないということで未収、一方取り崩す分、これから支払う予定として283万5,100円、これは3月31日時点ではこれからの想定なので、これから払わなければいけないということで未払金、こういった表のつくりになっておりますので、ご理解いただければと思います。

清 水

まず、新しい緑町団地が近傍同種と比較したら1戸当たり15万8,300円、要する

に1戸当たりの月の家賃が15万8,300円ということですよ。こんなことあり得ないですよ。市場では、10万円以上の賃貸マンションってないことはないのかもしれないけれども、さすがに滝川ではないよね。とはいったものの、これは市場価格で言っているわけではないわけで、誰がどういうふうにこの15万8,000円というのを決めているのかお伺いいたします。それと、15万8,300円に対する3万7,800円ということだと思ふのです。だから、その関係もどういうふう決められているのか。だから、15万8,300円が下がればこれも下がるという関係にあるのか。これ以上は下げないという決まりがあるのか。

2点目は、2款1項1目、国庫補助金の中で、結局公住法だけ読むと、近傍同種の住宅家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の2分の1を乗じて得た額を補助すると、そうなると思ふたいな15万8,000円と3万幾らの差額の半分が国から来るように思ふのです。けれども、来ていないということなので、要するにこの条文ではよく見えないそういう規定があるのだろうと、こういうものは除きますよとか、ということでもう一度お伺いいたします。

次は、6款2項1目で敷金の減免実績がないと、僕もこれはないだろうと思ふて質疑したのだけれども、結局敷金と連帯保証人、この2つが条件なのです。これがないと入居できないのです。しかも、10日間とか2週間とか、それ以上過ぎたらもう権利なくなりますよというようなことで。ただ、住宅困窮者というのは、やはり当月の家賃でしょう。敷金2カ月分ではないですか。だから、10万円かかるかどうかは別として、引っ越し代とか、新しくストーブを買うとか、一気にお金がかかるということであると、本当に無職、無収入のような方、生活保護を受けられていればこういったものが全部出るので、いいのだけれども、そうでない方々でここが結構ネックになっている可能性がある中で、こういうことの公住法、あるいは当然条例にも同じこと書いていると思ふので、実績がないということはわかっていたけれども、やっていなかったのか、全然気がつかなかったのかということも含めて実施に向けて再度お伺いいたします。

次は、歳出の1款1項1目、住宅管理費で空き室が多い場合PRすべきでないかということであると、民間ではいろんな新聞折り込みや店舗前の掲示板等で空き室情報を流します。だから、空き室情報というのは、例えば市役所の1階の掲示板に張るとか、ホームページは、見られる人と見られない人で不公平が出るとかあるかもしれないけれども、広報に出すとか、これを柔軟にやらないと。実は、今の時点で啓南団地は10戸あいているのです。10戸あいているけれども、あき待ちが2人しかいない。だから、8戸はいつからかわからないけれども、二、三カ月そういう状態が続いている可能性がある。だから、1戸当たり平均2万円ぐらいですか、今、もうちょっと高いかな、10戸としたら20万円で60万円ぐらいの差、80万円ぐらいの損失につながるわけです。こういったことがありながらPRする考えはないということでは、それは問題だと思ふので、もう一度お伺いいたします。

それと、銀川団地のセンサー式照明なのだけれども、結局全て町内会の要望ということであれば、それはそれで私は理解するのですが、ロビーの1階玄関照明は危険だからスイッチ式でずっとつけていると、場合によってはお金がかかるので、共益費になるので、危ないかもしれないけれども、消しておくというところもあるわけです。それで、いわゆる一の坂団地とか道営の啓南とか、そういうところは恐らく町内会要望がなくてもセンサー式にかえたという経過

がかつてあったと思う。そういう意味で町内会要望はわかるのだけれども、安全だとか、時代にやっぱり合っていく必要があるのだから、オイルサーバーは数百万円とか1,000万円とかという単位のお金かかるのかもわかりません。けれども、センサー式なんていうのは、今の時代物すごく安いと思うので、もう一度お考えを伺いたいと思います。

市営住宅啓南団地8号棟水道メーター取替工事については、全部で500万円以上の契約ですが、検満メーターは1つ1万二、三千円なのです。そうすると、あそこは90戸だから100万円ぐらい。あとの400万円以上は、1階部分の基盤、発信メーターということ。発信器は、そんな1万円もするようなものではないので、基盤にそれだけお金がかかったということなのか、金額が554万円の中で1階の基盤、通信機、検満メーター、それぞれの内訳をお伺いいたします。

それと、建設費の高騰ですけれども、坪単価でいうとそれぞれの部分はわかりますが、四、五年前は1戸新築で公営住宅1,600万円と言っていた時代があり、木造にすることで1,300万円にできるのだと言っていました。現行1戸当たり、同じ広さでいえば1,600万円とか1,300万円と言っていたものが幾らぐらいになっているのかという、わかりやすい数字で伺います。

市債残高については、結局25億円よりふやしてはいけなくなると、特会としては苦しい立場に私はあると思うのです。考えてみてほしいのです。三セクにはただ同然で6億円、7億円をずっと貸し続けて、公住は現在0.1パーセントかもしれないかもしれませんが、普通に借りなさいと。どっちを大事にするといったら、特会のほうを大事にしなければだめでしょう。三セクは、基本的な市の福祉に関する業務ではないのだから、そういうことを特会としてやっぱり市長にわかってもらえるように、三セクの6億円をこちに持ってきてもいいなと僕は思うのです。どう使えるのかは、また別ですけれども、そういうことでもう一度伺います。

それと、敷金のことは、結局敷金を会計間だとかいろんなところで流用した結果こういう表になっているということですね。未収金というのは、入居者からの未収金ではなくて、他会計からのということであれば答弁は要りません。最後ですけれども、江陵団地のベランダは、外断熱で水切りが必要だと、だから滑るかもしれないけれども、そのままの設計でいくという、これはまずいです。水切りはわかります。水平にしたら水が入ってくるかもしれない。けれども、そこはでは転んでいいのかということ。気をつけてくださいと言ったって、ぱっとベランダあけて、さっと足は出るのです。ですから、そのあたり設計の改善ができるように頑張っていたいただきたいなと思うのだけれども、再度お考えを伺います。

横田係長

江陵団地を含めた外断熱に対する施工方法のご意見がありました。今後できる限り検討するような案が出るように設計担当として考えていきたいなというふうには思っております。

それと、水道メーターのことがご指摘にありましたが、もう一度ご説明の補足をさせていただきます。平成28年に行った水道メーターの取りかえは、清水委員がご質疑しているところの戸別の検満メーターのみを取りかえているという内容です。これを各戸90戸分取りかえているのですが、清水委員のお話の中で1万二、三千円ぐらいですということですが、設計するに当たっては設計価格を決める中でいろんなルールに基づいてやっているのですが、簡単に説明いた

鎌塚係長

しますと単価の策定に当たってはまず道単と言われる北海道の単価に載っているかどうかということが第一です。そこがない場合においては、物価資料に価格があるのかということからいきまして、そこになければ見積もりを徴収し、査定をして単価を決めるというような中身で設計単価を決めるのですが、今回取りかえている水道メーターにつきましては物価資料の中で公表単価が出ておりまして、5万6,200円という価格の中で出ておりまして、清水委員のおっしゃった1万二、三千円という価格がちょっとどこから出てきた価格かは承知していないのですけれども、その公表価格に査定率を掛けた中で設計単価として設定しているところでございます。

それと、3点目、3年前からの高騰で坪当たり幾らかというようなご質疑だったかと思うのですが、これは今、28年度に建設した緑町団地ということで回答させていただきますが、緑町団地につきましては駐車場も含めまして1戸当たり約1,640万円での建設になっております。

その他のご質疑に対してお答えしたいと思います。まず1点目、緑町団地、その近傍同種家賃15万8,300円ということで一番高い近傍同種家賃を回答させていただきました。さらに具体的に言えば、この15万8,300円、緑町団地、28年度建った木造2階建てのもので、3LDKの部屋が一番高い近傍同種家賃であります。確かに一般市場の価格、ほかの民間不動産のマンション、アパートの家賃と比較すれば、滝川で15万円というのは高いだろうというのは当然おっしゃるとおりだと思います。近傍同種家賃につきましては、これは公住法施行令で計算式が定められていますので、当然土地の価格ですとか、3点方式での平均だとか、あとは建設に要した経費だとか、そういうものをさまざまな計算式で算出してその金額になっております。多分民間においてもその土地を鑑みればそういう高額な額になるのではあると思いますが、ただ滝川市の実態に即してそれぞれの不動産が全体的なバランスで家賃を算定していると思いますので、なかなか現実問題として民間との家賃、近傍同種家賃が余りにも差があるであろうというご意見もありますが、定められた施行令に伴って近傍同種家賃を設定しております。

先ほどちょっと回答で漏れましたが、近傍同種家賃が設定される入居者の対象者につきましては、通常入居される方々は入居の所得基準15万8,000円以下という基本的な中で家賃が算定されています。毎年年に1回翌年度の家賃を算定するに当たって入居者の義務として収入申告という手続があります。それを申告されない、いわゆる未申告者、あとは今ほどお話ししました収入基準額がいわゆる高額所得者ということで位置づけられる方、この方々は通常の家賃とは別に近傍同種家賃が設定されます。ですので、通常の入居資格の中での所得基準で生活されている方は、近傍同種家賃という概念ではなく、通常の家賃算定で積算されておりますし、再質にありました近傍同種家賃が下がったからイコールで家賃が下がるというものではございませんので、多少なりとも影響はございますが、近傍同種家賃の範囲内で家賃が設定されておりますから、必ずしも同じ比率で下がるということではございませんので、ご理解いただければと思います。

公住法第17条、家賃低廉化事業の部分でなかなかわかりづらいということもございました。当初の質疑で清水委員がお話ししていたとおり、そもそもの規定の中では5年以上20年以内の政令の中で定める範囲ということで、その中で基

準がございます。さらに具体的に言えば、滝川で取り扱っているこの法第17条に基づいて定めている期間は10年です。なぜ20年ではなく10年かというと、新たに土地を新規で取得しているわけではございませんので、現地建てかえで実施しているというのが滝川市における建てかえ事業です。そこにも基準がうたわれています。新たに取得せずに建設または買い取りをした公営住宅に当たっては10年となっておりますので、10年の範囲に該当する住宅において補助を受けている部分でございます。さらに、その補助を受けている団地としましては、江陵団地の1号棟から5号棟、駅前団地さかえの1棟、泉町団地1号から4号棟の4棟、東町団地の1号棟から2号棟の2棟、以上がこの制度の該当に今なっている部分で補助を受けているところでございます。

続いて、敷金の減免ということで、先ほど回答したとおり敷金を減免しているという実績はございません。当然敷金は規定どおり2カ月分納めていただいて、退去時の際に未納家賃ですとか、あとは弁償金に対応するために敷金は基本は預かるという形で対応しておりますので、実態としてはそこに対して減免を実施したというところもございませんし、あくまでもできる規定はございますが、やはりそういった趣旨もございますから、2カ月分は基本的に預かるという形で考えておりますので、引き続きその対応は進めていきたいと思っておりますし、28年度において減免の相談を受けていることもありませんでしたので、特段完全に拒否をしているというわけではないので、誤解のないようお願いしたいと思います。

また、再質の中で連帯保証人の関係もありましたが、高齢の方、単身の方がいらっしゃいます。その方でどうしても連帯保証人のつけられない人の、入居を拒んでいることはございません。そういったものはその人それぞれの実態、相談に応じて入居しておりますし、当然連帯保証する方がいないということがありますので、別途自分の責務において責任を持って入居するというところで誓約書をいただいて入居していただいているということで、連帯保証人についても当市ではそういう対応をしていることでご理解いただければと思います。

空き家関係、特に啓南団地ということで10室同時にあいているかどうかということで現状把握はしておりませんが、先ほどのあいているのがそれぞれの月末で最大4件というのが結果的にありました。当然啓南団地だけではなく、それ以外の団地においても管理戸数はぐっと少なくなりますから、2桁の空き家となれば厳しい状況、当然住んでいる方々、集合住宅は共益費もありますから、大変な実態もありますし、当然家賃収入で私どもも維持管理しておりますから、運営している、管理している側としても厳しい状態があります。ただ、PRということになると、できる限りホームページですとか、広報についても常時広報紙面を全て買い取って、そこに経費を充ててPRということはなかなか現実的には判断できていない状況もありますので、どうPRして入居してもらうかということはあるかとは思いますが、適宜希望者は市内、市外、また道外含めて電話もありますので、丁寧な対応は進めていきたいと考えておりますので、またほかの手法、手段も今後どのような対応ができるかということも引き続き検討していきたいと思っております。

センサー式照明の関係ですが、やはり既存の建物として団地として提供している形を基本としておりますので、新しい機能向上で団地そのものを改善することは基本的にはなく、やはり先ほどお話ししたとおり現実に入居されている自

治会全体として課題があれば、その課題を聞き取った中でできる範囲での対応というものは検討し、できることは進めていきたいと思っていますし、そのように対応をしてきました。今後もそういう需要がある中で全ての要望を現実的にやることはできませんので、どういったものができるかできないかということの精査も含めてやはり要望が基本になりますし、現実提供している団地が基本の施設でありますから、しっかりと基本の施設を活用していただきながら、清水委員のお話にもあるとおり現実的にそぐわない実態が出てくれば、その状況なども聞き取りながら協議、対応を進めていきたいと考えておりますので、引き続き自治会との連携、協議を進めていきたいというふうに考えております。先ほども若干触れましたが、市債残高が25億円ほどあります。平成29年度において今後の計画の見直し期間にも入っています。従来計画をやはり建てかえをメインとして進めていくと、なかなか公住特会としての今後の安定運営が厳しい状況もシミュレーションとしてはあらわれてきています。その中でやはり建てかえ、またあわせて長寿命化計画もございますから、そういったものの優先順位を含めて必要度合いの計画も改めて具体的に詰め直して今後しっかり安定運営していくために進めていきたいと思っております。ご意見として第三セクターの取り扱いのこともありましたが、先ほど回答でも触れましたが、取り扱いは単年度の中でやりとりしていますから、結局ここで借りてまた返すとなれば、返す財源もまたどこから借りなければいけません。その辺がどのように扱えるのかということも、清水委員がお話しするとおり公住特会は独立採算なので、やはり自分たちの中でやりくりするというのが基本になると思っておりますので、その辺は増減、年度だとか外からの影響を受けずにしっかりと安定運営できる公住特会の中で独立採算が進んでいくような形で進めていければと思っていますので、引き続き起債だとか事業に関しては当然当市の財政課との協議だとか検証も、相談に乗っていただく場面も出てきますけれども、しっかりと公住会計の安定運営に努めていきたいと思っておりますので、引き続き公住の運営に支障がない計画を改めて進めていきたいと思っております。

清 水

検満メーターですが、水道企業団は年間1億円使っています。8年間に1回ですから、8,000件ぐらいやれば1億円になるのです。地下埋設の量水器とメーター、セットで検満メーターというらしいのだけれども、これが1万3,000円ぐらいなのです。これを7つか8つぐらいの業者に部分発注、分けて発注する。それと今回の検満メーターってそんなに違うものなのですか。単に水道の使用量がわかればいいわけでしょう。しかも、地下埋設で、時々ショベルやユンボまで登場させる工事、それに対して啓南の8号棟というのはそういうのは一切要らないと思う。壁剥いでやり直すということがあれば別ですが、単にメーターの取りかえだったら、物価資料に書いている5万6,000円のもの水道企業団で発注している1万3,000円のもの、定価と、物価資料に書いているというのは相場なのだろうけれども水道企業団で毎年8,000個発注しているものと今回の90個、そんなに違うものなのですか。検満メーターという量水器って2年か3年に1回必ず談合でニュースになるようなものではないですか。

横田係長

基本的には口径など、13ミリ、20ミリなど径の違いはあると思いますが、仕組みは同じものになっているというふうに考えていいと思います。お話であったように、設置している場所は住宅であればメーターボックスというのが先にありますので、地中の中に、土の中にあるメーターボックスの中に設置している

というもの、啓南団地はパイプシャフトの中に設置してあるという設置の位置は違いますが、基本的にはそういう形の中で設置している似たようなメーターです。水道企業団の価格については、数千個という単位の中での入札を行っているのかなと考えますが、当市でやっているのは年間数十個のものを先ほど説明させていただいた公表価格等を用いて、それに査定率を掛けた中での価格設定をしておりますので、水道企業団が安い理由は、私のほうからお答えできるところではありません。

清 水

中空知水道企業団のこれと同種機器の交換が1万3,000円で、片や5万円。確かに一方は五、六百個まとまるのです。こっちは90個だと。その個数の差でそんなに違うというのは、やっぱり公共発注として、ちょっと違うと思う。水道企業団も例えば500個受けてもそれを例えば6カ月に分けて1カ月70個ずつ、1日5個ずつとか、そうやって取りかえていくわけです。だから、90個のやつだったら2週間ぐらいで終わるとか、だから90個が4倍もするというのは、これは口径も恐らく1個1個だから13ミリだと思う。だとすると、この差は納得できない。質疑の留保をしたいと思います。

横田係長

ちょっと私の説明不足があったのかもしれないので、もう一度説明をさせていただきますが、水道企業団でその単価でやっておりますというのは恐らくメーター負担金のことかなと思うのですけれども、そのほかに設置費用は別にかかります。5万円というのは、公表価格で、もちろんそれに査定率を掛け、さらに取り付け、受信器側への配線、消費税、諸経費も含まれている工事としての設置価格です。そこを単純な差でということにはならないのかなと考えます。それと、元請業者を介しての工事だということと水道企業団のほうではメーカーから直接買い入れているというものの流通形態の違いもあるのかと思いますので、その辺ご理解いただければと思っております。

清 水
委 員 長
井 上

質疑の留保をします。

ほかに質疑はございますか。

清水委員の質疑で少しわかってきた、一の坂団地は4階か5階ある。その5階に行ってみるとびっくりしたので、80歳に近い年代の人が入居している。本当にエレベーターもない中に住んでいる方は気の毒というか、大変だなと感じた。そういう古い公営住宅で高層階の対策というか、エレベーターの後づけだとかでできるのかなということが1点。それと、もう一つ、清水委員の質疑の中で入居率の話が出て、全体ではどういうパーセントになっているのか。東滝川の東栄団地も結構あいてきた。いつか家賃が下がったときに埋まったけれども、東滝川の2つの団地のあき率について明らかにしてください。

それと、今団地の入居者の高齢化が各地域でいろいろ問題になっている。さっき自治会と言っていましたけれども、その自治会が実際に機能しているのかなと思いつつ、その辺の関係はどのように把握しているのか。

それと、もう一つは、この間北朝鮮からミサイルが飛んで我々の頭上を飛んでいった。東滝川でJアラートの訓練をやったとき、逃げるところがないから、転作センターに避難した。そういう幼稚なことをやっている。ミサイルは別として、この団地の耐震は今の状態で大丈夫と思うが、高層というか、5階、6階のエレベーターもない中で、耐震関係がどうなっているのか。

それと、高層階にいてエレベーターもなく不自由だといったとき、自分の可能な階に住みかえという制度はあるのか、その点についてお伺いします。

鎌塚係長

ただいまの質疑で、いわゆる階段室の中層住宅ですが、例えば一の坂で例がありました。まずエレベーターが後づけできるかどうかというのは基本的にテクニックの問題としてはできると思います。それは、北海道の住宅としても対応している、ほかの他市町村でもありますので、テクニック的にはできます。当然それに対してエレベーターをつけたり、片廊下をつけたり、かなり事業費もかかりますから、それを実施するかしないかは全般的な住宅施策の問題になってこようかと思っておりますので、できるかどうかと言われればできるという回答になろうかと思っております。また、それに関連して最後にご質疑あったエレベーターに対する住みかえということで、先ほど答弁の中で若干触れましたが、市営住宅から市営住宅への住みかえは基本的には認めていませんが、入居世帯の中ではさまざま事情がありますから、各自治体の中で独自で住みかえの制度を要件として設定しております。滝川市においても階段室タイプの上階に住んでいる方々、年齢的に高齢だとか、身体の障がいの手帳、そういったことに該当しなくても体の治療をしていて生活が困難だという診断書が出ている方々については住みかえの登録をしていただいて実際に対応している実態はございます。2点目の入居率のお話ですが、直近の7月末になりますが、全体でいえば88.45パーセントになっています。その中でお話のありました東滝川地区には2団地あります。東滝川団地が入居率85.7パーセント、東栄団地につきましては空き家の深刻化が課題としてございまして55.8パーセントです。

入居者の高齢化で自治会の機能はどうかということで、自治会と私たちがお願いしている管理人も含めてなのですが、やはり役員の担い手がなかなかいないという現状もございます。特に自治会については、機能の問題でいえば団地によって確かに温度差はございます。団地の中の自治会の行事として地域コミュニティの発展に向けた行事を行っているところ、全く行っていないところ、従来の共益費だけ対応しているところ、団地によってさまざま温度差があります。自治会とはいつつも今ほど触れました管理人の制度についても、今後も管理のあり方含めて検討案件だと認識しておりますので、引き続き対応のあり方は検討を進めていきたいと考えております。

三吉課長補佐

公営住宅は、鉄筋コンクリートできていまして壁式構造となっておりますので、道の標準設計を用いておりますので、耐震性は満たしております。

井 上

今初めて聞いたのですが、東栄団地の入居率は55.8パーセント。かなり高い入居率だったけれども、ここまで落ちているということで、該当町内会の会長さんとも話をしているが、非常に残念な感じがする。先ほど今後対策的なことがいろいろ検討されるようなことを言っていたけれども、具体的にどういうスケジュールになっているのか。

それと、自治会の状況について温度差があるような話をしていたが、所管としてはそれをどういうふうに掌握してきたのか、しているのか、その担い手が高齢化等でいないといったときにどういう形になるのか。

それと、滝川市としては新しい団地をつくるということに重点を置いてエレベーター棟の後づけの関係についてはできないという結論になるのか、そのあたりどうなのか。

鎌塚係長

入居率、空き家率は東滝川だけに限らず全団地で先ほども触れたとおり空き家というものは各地域だとか、団地の構造だとか、当然団地の新しい、古い、希望者のニーズによって登録数がさまざまありますので、特定の団地だけに特

化してそこに入居させるような手だてを与えるというのは現状としてはなかなか難しいのかなと思っていますので、あとは住みたい方々のニーズが赤平方面に近い東滝川ということの希望者が当然増加すればそこに入居希望者がふえるのであろうとは思いますが、現状としては全体の登録者数も減っているというところもありますので、1団地、1地区を捉まえて何か手だてをつくるのは困難な状況にあります。平成29年に入って計画の見直しを今進めておりますが、こちらの見直しはあくまでも市営住宅含めて公営住宅の住宅政策、ストックのあり方、将来に向けたあり方、全体的に今までの計画と今後を見据えた中でどう必要な部分を変えていくかだとか、将来を見据えてどうあるべき姿に計画を直していくかということにございますから、1団地だけに特化した計画をつくるということは難しいと思いますので、今までの計画が基本としてありその中で改めて見直しすべきところが発生したところは検証を進めて見直しを行っています。

2点目の自治会につきましては、基本的に自治会は入居している方々皆さんで清掃、住宅周辺的美観含めて管理をいただいていますので、当市が自治会をつくって役員を指名してつくっている組織ではございません。別組織でございますから、なかなか細かいところまで掌握しているかということであれば、していないというのが実態でございます。ただ、当市から各自治会にお願いしているのは、当然共益費という部分が発生します。そこは当然入居者の電気がストップするようなことがあっては生活に支障を来しますから、共益費は最低限対応していただくような形での組織づくり、また駐車場があるところは駐車場の管理を行っておりますので自治会という組織形態をつくっていただいております。その中の活動については単体の独立した組織、各団地の中において活動し組織形態が行われているということでご理解いただければと思います。エレベーターについては先ほどもお話ししたとおり、テクニク的にはできますということをお話しさせていただきました。再質のほうで後づけすることは考えていないということは答弁していません。あくまでも今の計画でエレベーターなしの既存の団地にエレベーターをつけるという計画はございませんし、まず古い団地もありますから、その辺の建てかえ計画、また長寿命化計画、既存の計画がございますから、新規の計画を盛り込むというのは困難なところはあろうかと思いますが、平成29年の見直しの中で全体的な視点を持ってしっかりと計画の見直しを進めていきたいと考えております。

井 上

職員の答弁で必ずそういうことを言う。1団地だけでは見直しできない、それは当たり前で、それを一点突破してどういうふうにしていくかということがまちづくり。まちづくりにまで発展しなければならないのです。今までそういう視点がないから、対応の結果がこうなったのです。その辺のことについて、部長、所管する部長として答弁を補足できるものだったらしてください。

高瀬部長

この空き家という観点は、今非常に悩ましい問題です。特に高層の部分も上のほうからあいてきている状況、これは滝川だけではなく、団地の自治会の会議でもそういう問題はいろいろ出てきているところもあります。それから、地区的なものも非常に偏りと、江部乙地区、東滝川地区もそうであります。こういうことを市営住宅だけの論点ではなくて、そのために今何をしているかという部分がまさにまち・ひと・しごと創生会議の中で移住、定住も含めた中でどういうふうに取り込んでいくかという部分で今検証しているところでないかなと

思っているところでございます。そういうことで団地としては、我々としても問い合わせがあれば、窓口、電話でもいろいろ相談させてもらって行く中で何とかこちらだったらすぐあいているよだとか、そういう話しをさせていただきながら案内をさせてもらっているところですが、どうしても今の若手も含めて、特に昔であれば4階、5階も階段でも入っていたのですが、そういうところも入らなくなってきたという部分もございます。それと、例えば啓南団地であれば雇用促進の昔の住宅、あそこは民間で買われています。ああいうところは、市営住宅の家賃に対抗するような値段をセットしたり、さらにペットを可とするだとか、公営住宅という立場から逆に我々としては相入れない部分の条件を提示してお客さんを案内するというような状況もあり、そういう面からいっても今まで市営住宅に入っておられた方がそちらに流れているのかなど。結構今埋まっているようなことも聞いておりますので、田村委員あたり大体相場はわかっていると思いますが、非常にリーズナブルな家賃で入っておられますので、そういう部分が大きな要因で、我々も本当は入ってほしいのはやまやまなのですけれども、やっぱり基本的には市営住宅という一つの位置づけがあるものですから、何とか手だてという部分についてはこれからまた考えていきたいと今考えているところでございます。

委員長

ほかに質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保は清水委員の水道検針メーター価格含め発注についての1件と確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上のように確認いたします。

以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。休憩します。

休 憩 12:07

再 開 12:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

関 藤

関藤委員の発言を許します。

次の下水道事業会計に移る前に、私だけの思い違いであれば委員長の訂正をお願いしますが、午前中の質疑等々を聞かせていただきまして、ここでの審査については決算審査ということで私は認識しておりまして、やはり決算との関連性が重視される質疑であってしかるべきなのかなと判断しているのですが、午前中の質疑の中には何か一般質問の内容的なことが多々感じ取れたのですが、その点についてちょっと精査していただきたいなと思います。委員長、どうでしょうか。

委員長

会議冒頭にも申し上げましたが、意見を簡潔に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行ってください、特に決算以外の質疑は行わないようにご配慮をお願いいたします。また、答弁についても簡潔をお願いいたします。

関 藤

そういうことですので、質疑、答弁につきましても簡潔に。また質疑の内容も十分精査して行ったほうがいいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

認定第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

委員長

それでは、認定第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

山崎部次長 説明を求めます。
尾崎課長 (認定第7号を説明する。)
委員長 (認定第7号を説明する。)

関 藤 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
公営企業会計決算審査の意見書の18ページの未収金と不納欠損についてお尋ねいたします。
未収金については、平成24年度からずっと減少傾向になっていますが、不納欠損額については平成26年度にどっとふえて前年比約130パーセント、それが横ばい状態で平成28年度までできておりますが、これらについては平成28年度決算においてはどのように分析されたのか、そしてまたどのように対処されたのかお伺いいたします。
また、平成28年度における未収金については、法的措置等による件数、対象となったところは何件ぐらいあり、その結果についてお尋ねいたします。
不納欠損については、1,000万円以上の金額が28年度に示されておりますが、その要因というのは生活困窮者、所在不明、死亡、破産等々と要因として出ていますが、この1,000万円以上の金額というのはこれが全て要因としてこれだけの不納欠損ということになるのでしょうか、その点だけお尋ねいたします。

水田係長 まず、不納欠損、未収金について減少してきているということについてですけれども、まず不納欠損については過去の実績、今後の収納状況を勘案して平成26年度から地方公営企業会計の見直しがありまして制度が変わりましたので、引当金を計上して不納欠損しているところでございます。どのような分析かといいますと、考え方については、収納については中空知広域水道企業団に委託しているところでありまして、企業団では職員のほか嘱託職員を抱え、毎月お支払いいただけるように接触、臨戸、電話して回収しているところでございます。企業団において徴収努力をしていただいていることもあり、未収金残高については減少につながっているところでございます。未収金残高が毎年減少していますので、不納欠損額も今後減少すると分析しているところでございます。法的措置の件数ということでございますが、28年度に法的措置をした件数はございません。

尾崎課長 不納欠損の要因ということでございますが、ここに記載のとおり生活困窮587件、所在不明494件、死亡73件、破産、倒産84件の1,238件です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

山 口 15ページの建設改良工事の社会資本整備総合交付金事業の中の一番下の合流式下水道改善測量調査業務ですけれども、落札400万4,640円ですか、これの最低価格と落札のパーセントをお願いします。

近藤課長補佐 今の山口委員の質疑に対しまして、今資料そろえまして、その後回答させていただきたいと、暫時お待ち願います。

山 口 この調査業務について業務内容に技術的な問題があったというようなことを聞いているのですけれども、確認したいと思います。

近藤課長補佐 修正事項はかなりありましたけれども、成果として一応合格として認めてお金もお支払いしたという状況でございますので、問題はなかったと思いますが、その過程においては技術力が若干不足したというのは実際にあったようには見受けられます。

山口 近藤課長補佐 この下の単独事業の一番下に同じ合流式下水道改善測量追加調査業務とあります。これは、さっきの社会資本整備交付事業で行ったものの技術的な不備を埋めるために再調査をしたという認識を持っているのですけれども、そうですか。単独費の合流式下水道改善測量の追加業務なのですが、これについては平成19年から21年に実施しました花月地区等の測量業務の追加の補正で発注させていただきました。当時からも既に9年ないし8年等の時間がたっていますので、経年がありましたのと、あと埋設の関係が若干当時私どもでいただいた成果の中で見落としがあったのもありました。そうしたことから不備が発生しましたので、発注しました。この業者が100パーセント悪いというわけではなくて、市としてもそういう滅失事項があったということで調査をさせていただきました。

山口 近藤課長補佐 多分この最初の400万円ですか、落札価格は最低ラインに近いのだと思いますけれども、技術的な問題を多少なりとも抱えているということは、安ければいいというものではなくて、ある程度の技術を持った業者をお願いをするという総合的な発注方法を考えるべきではないでしょうか。

近藤課長補佐 山口委員がご心配のとおり、今国でも品確法というのが推進されていまして、予定価格、落札の応札額だけではなく、その技術力があるかというのを審査しまして、総合的に契約相手方のことを審査しましてやることになっています。ただ、滝川ではそのような状況には至っていないのが状況でございまして、制度の確立にはまだほど遠いのかなと。ただ、そういう国の情勢も含めて不適格業者に対しましては適切な対応は今後も含めて検討していかなければいけないとは思っております。

二本柳係長 先ほどの合流式下水道改善測量調査業務の最低制限価格と落札率なのですけれども、最低制限価格は400万1,400円です。落札率は82.8パーセントです。

委員長 副委員長 ほかにも質疑ございますか。

副委員長 2つばかりお聞きします。

近藤課長補佐 個別の排水処理、浄化槽の件なのですが、浄化槽が今6件載っているのですが、現在端的に言うと江部乙地区が多いと思うのですが、どのぐらいの件数がまだ残っているかということと、それからディスポーザーの件なのですが、住宅新築件数が少なくなって、ディスポーザーも何件か載っているのですが、この辺はどうなのですか。年間ふえているのか減っているのかというのはわからないのですが、新築と例えば既設の住宅の切りかえはどのぐらいの割合があるか、もしわかればそれを教えてください。

近藤課長補佐 個別排水処理の残りですけれども、全体で計画されたのは1,046戸、そのうち現在215戸が設置されています。差し引き831戸が今残っているという状況です。ディスポーザーですけれども、残念ながら年1件出るか出ないかという状況でございまして、ほとんど進捗は伸びていないのが現状でございまして。

委員長 清水 ほかにも質疑ございますか。

清水 先ほどの説明の決算書25ページで公共下水道整備事業費が当初予算2億9,000万円から決算額税抜き1億7,000万円ということで、これは社会資本整備交付金の採択額が減ということだとは思いますが、一応それを確認したいと思います。それによって恐らく合流式の工事が減ったと思いますが、どの工事が減ったのか確認をしたいと思います。

清水 以下、通告をしてありますが、関藤委員のご意見もございましたので、2つほど削除して進めたいと思います。まず、収益的収支明細書、歳出、19ページ、

管渠費、1款1項1目、委託料2,500万円余のうち公共下水道事業計画変更業務が行われたわけですが、どのような結果が得られたのかお伺いいたします。

1款1項6目業務費の水道企業団への検針委託業務3,800万円余は毎月検針なのです。道内33事業体中2カ月に1回検針というのは、13市あります。検針回数を減らすことで検針の費用が減少します。またそれによるデメリットを減らすために検針は2カ月に1回だけれども、請求は1カ月ごとやるとか、いろんな工夫をして定着している。経費節減の方法はなかなか探してもないと思うのです。そういう中で私は水道企業団でも求めているのですが、下水道は水道企業団にこれを委託しているわけですから、当然検討していると思いますが、その検討経過についてお伺いいたします。

24ページ、資本的収支ですが、1款2項1目出資金4億600万円余は一般会計の基準財政需要額のルール分100パーセントか伺います。

次に、25ページの支出の1款1項1目、工事請負費、合流改善の污水管新設はこれまで500メートル余と、終了予定は平成35年度ですが、全長28キロメートルで始めた中でこの年度での進捗率はどれだけか。また、残り完成までに必要な雨水管を除いた見込み事業費についてお伺いいたします。

次に、決算書の32ページから41ページ企業債明細書ですが、利率4パーセント以上の企業債が平成36年度で終わり、まだ8年ある。3パーセントから4パーセント未満は平成38年度で終わりますが、あと10年。これら3パーセント以上の未償還額が14億7,400万円余ということで確認をしてよいか伺います。この中で特に年度ごとの支払利息というものが28年度は1億7,600万円余ということで、さかのぼると平成23年度が3億900万円、このように1年当たりの支払利息が1億3,000万円余も減額している。こういう形でこの会計で定着して安定軌道に乗っているということで確認をしてよいか伺います。

次、監査意見書20ページで起債未償還額の減少と、ここでまず言っておきたいと思うのですが、起債未償還額が幾らあるのかは物すごく大切な数字です。特に下水道事業会計は、一般会計に匹敵するような起債未償還額がある。これが実は決算書を見ても審査意見書を見ても出ていない。これは、監査審査意見書20ページの貸借対照表の固定負債、企業債69億円ということで載っているのですが、表を見ればわかるだろうと言われてもこの表はなかなかわかるものではないです。決算としては、もっと目立つように書くというか、そういう工夫が市民にわかりやすい。そこを前段述べて質疑します。この企業債未償還額合計は28年度末で、実際は79億1,387万円です。これは固定負債の企業債69億4,193万円と流動負債の企業債9億7,193万9,000円、これが平成26年度からの企業会計のやり方の見直しでこの2つを足して企業債の残高が79億円とわかる。平成21年度は幾らだったかという136億円だったのです。実に7年間で57億円、1年平均で8億円ずつ償還してきていると、私はこういうふうに決算書を見たわけですが、これだけわかりづらい複雑な決算書ですから、そういうことで確認をしてよいか伺います。

最後、下水道使用料の推移をお伺いいたします。これだけ人口が減少していると、下水道使用料の減少が下水道会計の健全度とどう関係するかという点でお伺いしますが、平成28年度は7億4,996万4,000円と、これが5年前と比較すると2,768万9,000円減っている、これは1年当たりでいうと553万円、年平均でいうと0.7パーセントずつ減っているということですが、しかしこの減少は

水田係長

利息償還額が毎年2,600万円ずつ減っているということを考えると、この会計にとってはほとんど問題ないという言い方は言い過ぎだとは思いますが、会計的には健全なそういうプラス要素もあるのだと、つまり下水道使用料減少の影響は余り大きくないというふうに確認してよいか。

まず、1つ目の公共下水道事業計画変更業務、どのような成果が得られたかということでございますけれども、これは後ほど土木課より回答します。

次に、水道企業団に委託している検針業務、毎月検針しているのですけれども、水道料金の検針を2カ月に1回にできないのかと、検討しているのかというご質問ですけれども、これについては検針を2カ月に1回にするメリットですが、コスト面だけ考えれば検針回数を減らすことでコスト削減につながると考えています。しかし、毎月検針は、漏水の早期発見や早期対応が可能となるメリットがあると同時に、検針員の連携により地域住民皆さんの安心、安全に寄与することにつながっていると考えております。毎月の検針が単純にコスト面だけでは推しはかれない大きなメリットであることについては、水道企業団と認識は一致しているところでございます。また、下水道使用料の検針については、中空知広域水道企業団へ委託している業務となります。検針方法を変更すると、滝川市だけでなく中空知広域水道企業団で構成するほかの2市1町にも影響を及ぼすことから、慎重な検討が必要と考えております。

次の質問ですけれども、出資金4億611万9,000円について基準財政需要額のルール分ということでございますけれども、こちらについては下水道費に係る交付税を一般会計から繰り入れしているものになります。

次に、合流改善の進捗率、これについては後ほど土木課より説明します。

次に、利率です。3パーセント以上の未償還額は、14億7,477万8,000円と確認してよいかということなのですが、企業債利率3パーセント以上の未償還額は14億7,477万4,000円になります。

次に、年度ごとの支払利息、この5年間に1億3,244万7,000円、1年当たり2,648万9,000円も減額しているということでございますけれども、支払利息等に関しては平成23年度から比較すると5年間に1億3,247万7,000円、この5年間に関しては1年当たり2,648万9,000円減少していることになります。

次に、起債未償還額合計についてです。7年間に57億1,133万7,000円減少し、年度平均で8億1,590万5,000円ずつ償還してきたことになるとということでございますけれども、平成21年度から比較すると7年間に57億1,133万7,000円減少し、この7年間に関しては1年当たり8億1,590万5,000円の償還をしてきたことになります。こちらについては、決算書16ページ下から5、会計の(2)、企業債の概況ということで企業債未償還額をわかりやすく載せており、こちらのほうに本年度期末残高ということで記載しています。

最後、利息償還額が2,648万9,000円減少しており、下水道使用料減少の影響は余り大きくないということでございますけれども、こちらに関しては営業外費用の企業債利息の支払いは前年度と比較し2,681万5,000円減少しているところでございますが、逆に営業費用のほうは前年度と比較し5,681万7,000円増額となっております。ここで重要なことは、一年を通した損益において下水道使用料等の収入をもって営業費用、営業外費用等を賄うことができているかどうかだと思います。営業外費用の企業債利息が減ったからといって、下水道使用料減少の影響は余り大きくないとは言えません。

管渠費のうちの委託料でございます。そのうちの公共下水道事業計画変更業務でどのような結果が得られたかというご質疑でございます。今回の申請の変更につきましては、そもそも石狩川流域下水道の事業変更に伴いまして構成市が一律変更を行わなければいけない事情になりました。内容につきましては、期間の延伸等が主な変更となっております。これは、事業計画というのは下水道法に基づきまして法律に定められるもので、公共下水道の建設、維持等管理するものについては、市町村になりますが、あらかじめその計画をつくって国土交通大臣に認可を得るということになっております。また、変更に当たりまして同じような手続をとることになっております。事業計画書を作成したときの成果、結果でございますが、今後の下水道施設の設置方針のほか、ストックマネジメントや老朽化する施設の長寿命化対策に向けた基本的な方針を定める基礎資料になります。それと、下水道経営に大きな影響を与えると考えられます建設、維持費の概算コストを算出することで下水道の安定的な経営を進める上での指標につながると考えております。

2点目でございますが、合流改善事業のうちの全長28キロメートルの進捗率でございます。合流改善事業の進捗率でございますが、全長28キロメートルにつきましては合流区域内の合流管の総延長でございます。合流改善事業は、皆さんご存じかと思いますが、既存の合流管を雨水管として利用する形で新たに汚水管を新設する分流化を図るものです。この合流管の全延長28キロメートルは、ほぼ今後雨水管として利用される見込みであります。ただ、延長による進捗になりますと、路線によっては汚水管を2本入れたりする場所もありますので、単純な延長比較はできませんので、下水道は面的な整備で進められるということで合流区域の面積により進捗率を発表したいと思います。平成28年度末におきまして合流区域の総面積は122.3ヘクタールでございます。このうち約49.2ヘクタールが分流化済みとなっております。進捗率は約40.2パーセントとなっております。完全分流化までに必要な事業費の見込みのご質疑でございますが、平成35年度をめどにして事業を進捗しております。残る事業費につきましては、物価上昇や人件費の上昇など社会情勢に伴い変わることも予想されますが、現時点において約25億円程度を見込んでおります。

交付金の減額によって事業がどのように変更したかというようなご質疑でございますが、当初昨年度の要望段階で合流改善地区の路線については5路線予定をしておりました。しかし、皆さんご存じかと思いますが、交付金が大幅に削減された結果となりまして、限りある財源の中で3路線に減らして進めさせていただきました。また、委託料につきましても設計と測量業務でございます。これも交付金をいただいておりますが、それについてもできる予算の範囲の中で発注する形で事業の効率性と進捗性を進めるために実施した内容でございます。

1点お伺いいたします。

検針委託業務なのですが、水道企業団とも協議をして、その結果コストは減るけれども、それで失うものが大きいという趣旨のご答弁だったと思うのです。忘れてはならないのは、水道と同じように下水道事業会計というのは下水道料金で運営している。だからこの会計が赤字になったら下水道料金に反映させる以外ないというような会計です。一般会計からの繰り入れはかなり厳しいです。それを考えると、本当に2カ月に1回によって、全道で3分の1の市がもう既に実施して安定軌道に乗っているのに、それを考えたら、何か保守的ではない

かというふうに思うのだけれども、どうでしょうか。

山崎部次長 下水道の検針につきましては、水道企業団のほうに事務委託をして実施をしております。これは、例えば下水道事業だけで検針、収納、そういった業務をやるかやはりとてもではないけれども、できないと、それについては水道企業団のほうに委託することによって経費も削減されている実情がございます。そういったものを踏まえたと、やはりここは水道企業団の検針等の部分と一緒に乗っかっていくのが得策と考えております。

委員 長 堀 ほかにも質疑ございますか。
1点だけお聞きしますが、常々思っているのですが、下水道はインフラ整備の中で本当に永久になくならない、続いていくものだと思います。また、老朽化の問題もあり、いろんな問題もあると思うのですが、どうしてもやらなければならないというのは多分もう掌握されていると思うのですが、コスト面でもう一度確認したいのですが、今貸し出し金利がこれだけ安くなっているのですしたら、どこら辺をベースにして工事はこういうふうに進められるのだからという試算的なことはされているのかどうか。これだけ安いのだったら、ここまで進めていったほうが絶対10年先見たときにもっと安くコストが下がるのか、そういう試算ができると思うのです。どうでしょうか。

尾崎課長 今のご質疑でございますけれども、確かに金利が安くなっておりまして、昔に比べますと相当のパーセンテージで下がってきているということで、先ほどもありましたけれども、起債の利子の分の支払いもかなり下がってきている事実はございます。今ご質疑にありました工事の試算を金利も含めて試算しているかということでございますが、今のところ試算のところまではいっておりませんが、将来的には更新事業に今後入っていく段階におきましては当然そういう利子も含めましてもう一度どのような形で投資をしていったら一番有利に、かつ経費を下げることができるのかということも含めまして検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員 長 質疑がないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員 長 そのように確認いたします。
以上で認定第7号の質疑を終結いたします。

認定第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員 長 認定第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。
(認定第6号を説明する。)

山崎部次長 (認定第6号を説明する。)

尾崎課長 説明が終わりました。

委員 長 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

清 水 今回は、社会資本整備交付金が採択にならなかったということでほとんど工事は行われなかったのですが、工事は行われなくても土地区画整理事業の事業自体は進めてきたということで、そこでこれはこれまでも聞いているのですけれども、31年度からたしか供用開始というのですか、30年度末竣工でしたか、31

年4月から幹線としてこれが使用されるわけですがけれども、最初はなかなか、ここに住宅や事業所が一軒でも建てば電柱が立つのです。しかし、仮に夏の間建たなかったら、電柱が立たない。そうすると、当然あそこの歩道を除雪します。そうすると、真っ暗な幹線になってしまうので、北電との協議がどのように進んだか、31年4月から電柱が立った状態で迎えられるのかどうか、そこを伺います。

高橋主査 先ほど清水委員からお話がありましたが、北電の電柱につきましては現状立たない。立つ予定は、今のところないということで話はしております。

清 水 よく考えてください。夏だって、あの270メートルでしたか、あそこが幹線になるのです。人も危ないけれども、車だってああいったカーブのところを例えば雨の日の夜だとか電柱でもなかったら本当に危ないです。そういう安全のことを考えたら、北電に、どのみち立てるのだから、公共と公共なのだから、そこはちゃんとやらなければいけないのではないですか。

高橋主査 ご質疑のありましたことにつきましては、北電とも当然協議はしていたところですが、ただ、実際のところ現に今工事をやっているという現状がありまして、問い合わせとかいろいろと来ている状況です。そこがうまくいけば、電柱とか立てていけるかなというふうに期待はしていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。

以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 14:15

再 開 14:24

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

館 部 長 (認定第2号を説明する。)

原田課長 (認定第2号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

清 水 それでは、通告をしてありますので、順に伺います。

まず、事務概要48ページ左上の異動状況の表の確認をしたいのですが、他保離脱他保加入による増減は社会保険と国保の間のことなのか、それとも後期高齢者も含めた異動ということなのか、仮に後期高齢者も含むというような場合、社会保険と国保の間での増減はどうだったのか、28年度の社会保険からの加入者数、また社会保険への移行脱退数について伺います。

次は、参考資料の11ページですが、国保の被保険者は1年間に3月の比較でいうと9,730人から9,188人へと542人、率でいうと5.6パーセント減少しています。

この同期間の総人口は0.7パーセント減ですから、この8倍に当たる減少をしていると。ですから、大幅に減少しているということを、きちんと把握する必要があります。私はこう見るということをちょっと言いますが、第1は参考資料の11ページで介護保険2号被保険者、40歳から74歳の方ですが、これが減少しているのが302人、9.2パーセント減っていると。もう一つの2つ目の特徴は、退職国保被保険者としての加入者の減少、加入者はもういないわけだから、ちょっとこれは違うのかもしれませんが、とにかくこれが158人減っているのです。第3の特徴は、単純に出生が死亡より少ないこと、これが42人。この3つが私の思う大幅減少の原因だと思うのですが、この1年間に5.6パーセント減少する主な要因について伺います。

次は、加入者の所得水準なのですが、これも国保会計にとっては非常に重要なポイントです。事務概要49ページで低所得者に対する軽減状況が表で一目瞭然となっております。ここでは7、5、2割減免を合わせ72.7パーセントがこの軽減を受けている。そこで、こういう軽減の割合の全道比較を北海道はやっているのか、そういったことを市として把握する必要があるのではないかとということで、比較について伺います。

2点目は、この空知、滝川も含めて国保被保険者の所得が最も低いところだと言われているわけですが、35市中の位置をどのように把握しているか。

次は、事務概要49ページ、法定軽減額と保険基盤安定繰入金の関係について伺います。7、5、2割減免の総額は、事務概要49ページでは1億9,972万6,000円です。これに対して決算書、歳入、8款1項1目1節の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）の調定額、収入済額は1億8,197万円余と1,700万円余り少ないわけですが、この軽減した額は全額国等の制度で補ってもらわないと困るのですが、どのようなルールになっているのか伺います。

次、滞納と罰則について、決算書230ページ、歳入、1款1項1目で一般被保険者の国保税、1節の医療費現年度、2節の後期高齢者支援金現年度分の収入率は94パーセント、金額で5.2パーセントが滞納となっております。これは、8期ですから、8期掛ける9,289人、延べ7万4,312期に対して滞納延べ期数と割合について伺います。

次に、資格証明書発行数と前年度比較、医療にかかるときに資格証から短期証明書に切りかえた人数、短期証明書の有効期間と発行数、受け取りに来ない場合のとめ置きにする期間。

240ページで歳入、10款1項1目で延滞金の収入済額の総額は654万2,618円、これに該当する被保険者数は何人か、また人数が出せなければ総件数でも結構です。

243ページ、不納欠損についてですが、28年度は2,559万8,000円です。地方税法第15条の7第4項、執行停止3年で消滅、あるいは第15条の7第5項、執行停止3年待たずに直ちに消滅ということで、納入義務の消滅理由と件数について、お伺いいたします。

次に、執行停止の、地方税法第15条の7第1項第1号から第3号ごとの執行停止件数と金額について。

次、非自発的離職者の減額を受けた加入者数、また法定減免7、5、2以外の減免、保険料減免の実績について伺います。

次、236ページ、特別調整交付金ですが、経営姿勢分は28年度から廃止されたと

記憶をしておりますが、継続されていれば結果について伺います。

242ページ、歳入、10款3項4目、5目の返納金とは何か。

歳出、265ページで7款1項5目年金等受給権者リストの作成に要した経費126万7,000円ですが、発注先は日本年金機構か、また執行率が60パーセント台である理由、またリストの内容は氏名、世帯、種別や金額等いろいろあると思うが、どんな内容なのか。

267ページ、8款2項1目、健康なまちづくり推進事業の成果について伺います。

また、ホームページで保険税の計算事例、例えば法定減免に該当する年金所得や給与所得、事業所得というのはどれぐらいなのかということや4人世帯であればこういう保険税になるという計算事例だとか早見表だとかもっとわかりやすいホームページをつくらなければ、理解が進まないわけです。例えば7割減免は所得から33万円引いたらゼロになるとか、2割減免は33万円に49万円掛ける世帯人数とか、そんなこと書いたってわかりません。そういう点でなぜ改善されないのか。

最後ですけれども、子供が生まれると保険税が医療費分と後期支援分の均等割で2万9,200円、瞬間的に増加します。国は、社会保険に近づけるとしてさまざまな制度設計を進めていますが、子育て世帯や多子世帯に厳しい実態はないのか、また国、道に対する要望をしている内容について伺います。

大崎係長

まず、加入者の大幅減少の特徴で、社会保険と国保の間だけか、それとも後期高齢も含むのかということでございますけれども、後期高齢者の数は含んでおりません。社会保険と国保の間のみとなっております。そして、もう一つの加入者数と移行脱退数とのことです。社会保険の加入者数と移行脱退数につきましては国保連合会に毎月異動件数を報告しています。1年間の合計としまして1,112人の増、1,077人の減となっております。

続きまして、参考資料の11ページの国保の人数の減少ということで3つの特徴ということですが、この件について回答いたします。国保の被保険者数が542名減少していることにつきましては、事務概要の48ページ、(2)に記載しておりますが、後期高齢者医療制度加入による減少が528人いらっしゃいます。それと、出生と死亡の差による減少が42人ということで、こちらのほうが主な要因であると考えております。ご質疑にあります介護保険の2号の被保険者の減少、退職国保被保険者の減少につきましては、こちらにつきましては65歳になるとそれぞれの要件から外れるためにこの中では減少しますけれども、国民健康保険の資格そのものを喪失するものではないため被保険者数の減少の特徴には当たらないものと考えております。

続きまして、法定減免額と基盤安定繰入金の関係です。事務概要における7割、5割、2割軽減の減免の総数は、平成28年度末時点における数字であるのに対しまして、決算書の歳入、8款1項1目1節の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては交付申請を行っております28年10月時点での数字となっておりますので、その時点での違いによるものです。比較すると8.9パーセント少ないとありますけれども、こちらのほうにつきましては国の交付要綱に沿いまして適正に申請を行っているところです。

続きまして、その他の特別調整交付金の中に経営姿勢分が廃止されたと記憶しているがというところですが、経営姿勢分の交付につきましては平成28年度も継続はされておまして、滝川市はその交付を受けております。金額につきま

しては4,800万円となっております。

続きまして、歳入、10款3項4、5目の返納金とは、国保の被保険者が例えば社会保険への加入であるとか転出等により国保の資格を喪失後に国保を使用した場合に国保診療に係る返納金を受け入れるものであります。現年度分につきましては、歳出の科目のほうに戻入をするのですが、過年度分につきましては歳入の返納金ということでこの科目で入金しているところです。なお、被保険者につきましては、国保に返納した金額についてはご自身が加入しております社会保険等に請求し、受領することとなりますので、金銭的な不利益はありません。

健康なまちづくり推進事業の成果についてです。健康なまちづくり推進事業の歳出につきましては、人件費や消耗品費、通信運搬費等のほか、がん検診、20代、30代健診の助成金、65歳以上のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種の助成分となっております。実績につきましては、がん検診が1,933人、20代、30代健診が63人、インフルエンザ1,332人、肺炎球菌407人となっております。この助成によりまして、他の保険加入者等と比較しまして自己負担が軽減されるため受診へとつながり、それが病気の予防や早期発見といった健康の維持向上につながるという成果があるものと考えております。

続きまして、ホームページについてです。現在ホームページにおきましては、保険税の目安表としまして64歳以下の公的年金収入以外の場合、2つ目、64歳以下の公的年金収入の場合、3つ目、65歳以上の公的年金収入の場合の3種類を掲載しております。それぞれ収入金額から差し引く所得控除額が異なっております。目安にしている保険税につきましては、法定減免適用後の税額となっております。例を挙げますと、所得が33万円以下のケースでは7割軽減後の税額を記載しております。ご質疑にありました計算事例や早見表といった部分であるとか、わかりやすいホームページをつくるということにつきましては、例えば7割軽減、5割軽減といった部分の要件につきましては既にホームページに記載をしているところです。国保税につきましては、ご承知のとおりさまざまなケースがあるため全てをホームページの中で網羅することが非常に困難でありますので、こういった代表的な例ということで3種類示しております。自分に近いケースに当てはめて目安としていただきますとともに、お客様から直接お問い合わせをいただいた場合につきましてはその保険者ごとに計算をして回答させていただいている次第です。

栗木主任主事

私のほうから事務概要49ページ、低所得者に係る軽減状況についてご回答いたします。

1つ目、法定減免7割、5割、2割の被保険者数に対する割合の全道比較統計は北海道で実施しているのかの回答につきましては軽減世帯の割合につきましては市町村ごとに道へ報告しておりますので、把握しているものと思います。

2つ目、道内でも国保被保険者の所得が低いと言われております。35市中の位置をどのように把握しているのかということにつきましては、道などからの報告物による資料で所得水準を確認しており、直近の滝川市の所得水準につきましては全道平均よりも下回っている数値になっております。

続きまして、減免についてです。非自発的離職者の減額を受けた加入者数です。非自発的失業者数の申請件数は、平成28年度56件です。

続いて、法定減免7割、5割、2割以外の減免の実績についてですが、平成28

年度の実績として保険税の減免件数は54件、減免額としては223万1,200円となっています。減免件数の内訳といたしまして、後期高齢者医療加入40件、在監7件、行方不明者2件、疾病4件、倒産1件となっています。一部負担金の減免につきましては1件、減免額は7万800円になります。

岩本課長補佐

滞納と罰則の、資格証明書の発行枚数と前年度比較につきましては、平成27年度は24世帯、28年度は35世帯で11世帯の増となっております。

医療にかかるときに資格証から短期証明書に切りかえた人数につきましては、延べ22人となっております。

短期証明書の有効期間と発行数は、有効期間は3カ月で高校生以下は6カ月となっております。平成29年の3月1日現在で299件となっております。

受け取りに来ない場合のとめ置きの間になります。1カ月半程度経過したら郵送をしております。高校生以下につきましては、とめ置きはせずにそのまま郵送をしています。

歳出の子育て世帯と多子世帯に厳しい実態はないのかという質疑について説明させていただきます。子供が生まれると保険税が医療費分、後期支援分等の均等割で2万2,700円、6,500円の計2万9,200円が増加します。国は、社会保険に近づけるとしてさまざまな制度設計を進めています。その中で、国保制度としましては世帯の加入者数や所得の状況により保険税を計算しますので、子育て世帯、多子世帯も同様に計算されます。所得状況と世帯人数によっては5割、2割の軽減制度に該当するケースもふえてきているということです。

また、国、道に対する要望内容については、全国知事会や市長会において子育て世帯の負担軽減のため子供に係る均等割軽減措置の創設を要望しています。

竹山主査

歳出の7款1項5目その他共同事業拠出金の年金等受給者リストの作成に要した経費の関係ですけれども、ご質疑では金額126万7,000円ということだったのですが、実際は1,267円の間違いです。これにつきましては退職被保険者の資格確認のために年金受給者一覧表の作成及び送付のための経費を各市町村が北海道国保連合会に事務費拠出金として納めるように規則で決められています。リストの内容は氏名、生年月日、住所、年金区分、受給権発生年月日の一覧表で、退職被保険者に該当する方の確認リストになっています。

山崎課長補佐

私からは、国保税の滞納について答弁させていただきます。

まず、1つ目ですが、国民健康保険税の延べ期数と滞納期数についてのご質疑についてお答えします。延べの期数については4万6,650期でございます。このうち滞納となっている期は2,032期、割合といたしましては約4.4パーセントとなっております。なお、清水委員がおっしゃった9,289人という数字ですが、これは加入者全体ということで世帯員も含んだ数になっていますが、納税義務者という観点から申しますと世帯主ということになります。その件数につきましては退職被保険者世帯も含めた数字で、6,178件となっております。

続きまして、延滞金についてのご質疑ですが、申しわけございません、被保険者数という部分については数字を出しておりませんので、期別の件数をお答えさせていただきます。期別の収入件数につきましては1,427期でございます。

続きまして、不納欠損の事由と件数についてですが、地方税法第15条の7第4項の規定に基づき処分停止による3年時効で不納欠損となった件数につきましては31件、金額にしまして351万7,006円、続きまして同じく地方税法第15条の7第5項に基づき即時消滅による不納欠損は92件、金額が1,117万4,239円、そ

れから地方税法第18条の規定による、いわゆる5年時効により不納欠損となったものについては159件、1,090万7,405円、3つの合計としまして282件、金額2,559万8,650円となっています。

最後ですが、執行停止について、平成28年度中に新たに滞納処分の執行停止を行った件数についてお答えいたします。地方税法第15条の7第1項第1号に規定する滞納処分をすることができる財産がないことにより処分停止を行ったものが75件、1,136万6,139円、第15条の7第1項第2号に規定する滞納処分することによってその生活を窮迫させるおそれがあることにより処分停止を行ったものが22件、197万620円、第15条の7第1項第3号に規定するその所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であることにより処分停止したものは28年度中ございませんでした。

清 水 先ほど下水道で似たような答弁がありましたけれども、執行停止の最後のご答弁ですけれども、直ちに消滅は22件でよろしいですか。

山崎課長補佐 22件というふうに回答させていただいたのは、第2号で滞納処分することによって生活を窮迫させるおそれがあるという場合を22件といたしました。

清 水 これは、具体的に言うと、どういう場合かお伺いします。

また、同じように財産がないというのも要するに無年金、高齢者、生活保護しか受けられないというような場合に限定されるのか、高齢者が圧倒的に多いと思うのですが、その具体的な状況をお伺いいたします。

それと、保険税の法定減免以外が後期に移るときに40件という、これは後期医療制度の中にある自動的に5年間は均等割が半額になるということを行っているのか、それ以外のことを言っているのか、それを確認いたします。

山崎課長補佐 第2号の22件、197万620円についてどのようなケースが考えられるのかということですが、こちらについては大部分が生活保護に該当された方の過去の滞納のケースが多いです。

それから、第1号の滞納処分する財産がないという場合についてですが、こちら清水委員がおっしゃったとおり高齢者の方も多いのですが、統計を詳しくとっているわけではないのですが、具体的な例としては、結構な額の国保税がかかっておりまして、それが何らかの理由で滞納となっていましたけれども、例えば現在は年金収入しかなくなった、あるいは大幅に収入が減って過去に滞納していた大きな滞納を払うことが難しい、今の資力では難しいといったような場合に資力がないということで処分停止させていただくような例が多いと捉えてございます。

大崎係長 減免の部分の後期高齢者医療加入40件の関係で答弁させていただきます。

後期高齢者医療加入の要件としましては65歳以上のご夫婦の方2人いらっしゃって、そのうち75歳の方になったときに例えばご主人が社会保険のほうから直接後期高齢のほうに行かれたときに奥様が国民健康保険に入ってくるといった場合、奥さんに係る国民健康保険税に対する条例減免の部分でございまして。具体的には、こういった被扶養者に対する保険料の減免措置ということにはなるのですけれども、所得割に関しては全額減免、均等割は半額、平等割はこちらも半額になるといった減免制度です。

委員 堀 ほかにも質疑ございますか。

1点だけ伺いますが、監査の意見書の中の28ページを見て話していますが、不納欠損にしても収入未済額にしても数字を見ますと、不納欠損も今年度は減つ

ているし、額が、未済額も減っているなど見ているのですが、実際評価するには収入済額を分母にしてどういう割合かという、算定が必要であるのではないかと考えています。過去5年間の資料がありますから、やってみました、不納欠損額の0.47パーセントって、そんなにいい率ではないということがわかります。一番よかったのは、平成25年の0.37パーセントというのが低いわけで、数字が低くなるほど頑張ったのだらうと私は思います。未済額も同じですが、一回数字の指標を見直して職員の努力が報われるような表にしたほうが良いと私は思いますので、まず1つ提案をしておきます。

それから、もう一点は、先ほど清水委員への答弁でお話しされていましたが、国民保険税を一人一人に聞くというのも大変でしょうけれども、少なくとも先ほどの下水道の事業のほうでは不納欠損だとか、その要因になっている理由が報告されていましたが、そういう把握はしておかなければならないのではないかなと思います。まさか全部やっていないのではないかなと、答弁でわかりましたけれども、心配するのは千葉県の銚子市でしたか、一家が県営住宅に入っていて強制退去日に自殺をしたという事件が社会問題になりましたけれども、そういうふうに保険税も払っていない、当然住宅も払っていない、下水道も払っていないとか、いろんな公的なものも払っていないのですけれども、関連して突き合わせるというネットワークがされていなかったものだから、そういう悲劇を生んだのではないかとこの事件がありました。国保は、いつ病気になるかわからないから、本当は絶対払いたはずですから、それなのに払っていない人がいるというのはよっぽど何か理由があるのだらうなと感じるのです。ぜひその辺の調査をしていただいて生きた行政にしてもらいたいと思っています。ご意見があれば伺います。

委員 長 堀委員、前半の部分はご提案ということでよろしいですか。

堀 はい。

委員 長 それでは、後段の部分について答弁を求めます。

山崎課長補佐

生活に大変困窮されて国保税を納付することが厳しいという、そういう話も我々仕事柄多く承ることがあります。そういう方に対して、先ほど減免のご答弁もさせていただきましたが、我々としましては安くなる制度もございまして、そういうことで賦課側である国民健康保険税の担当のほうにご案内させていただいて、できる限り安くなる可能性のある方については減免につなげていくような形で手続を行っているところです。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 そのように確認いたします。

以上で認定第2号の質疑を終結いたします。

認定第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

委員 長 それでは、認定第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

館 部 長 (認定第5号を説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

清 水

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

それでは、要求した資料をいただきましたので、保険料の軽減を受けている割合は均等割軽減、所得割軽減、被用者保険被扶養者軽減を単純に足すと平成28年度は85.38パーセントの軽減ということで大変高い軽減者率ということなのですが、所得割軽減と均等割軽減でダブっている方はいるのかいないのか、いるとすればどの程度いるのかがまず1点目です。

2点目は、特別徴収の割合、限度額超の人数。

3点目は、均等割額が4万9,809円、所得割率が10.51パーセント、限度額57万円は年金生活者にとっては介護保険料もありますから大変重い負担となります。どのような相談があるのか。

4点目は、家族の支援がない、家族がいても支援ができないなどの方がこれから2025年をピークにふえ続けるわけですが、明確に成年後見人がつく場合などは別として、さまざまな要因で話が通じない、会話にならないということなど困難なことが多いと思うのですが、主要な困難事例があるのか伺います。

5点目、滞納繰越分保険料の調定額は263万7,700円となっております。半分程度は収納済みですが、調定段階での人数、滞納の要因、罰則の実績について伺います。

橋本課長補佐

所得軽減と均等割軽減のダブっている人数は何人かというご質疑ですけれども、この資料を出したのは当初賦課の段階で、あくまでも11月現在での数字で数字的な一致はしていないのですけれども、おおむねで8.5割軽減の方に所得割の方が143名、5割軽減の方で所得割軽減があった方が471名、均等割が2割軽減の方で所得割が158名でございます。合計いたしまして772人の方が均等割と所得割軽減を受けていることとなります。ただ、最初にご説明しましたとおり資料の数字は当初賦課段階の数字で、この数字は11月現在の仮徴が終わった段階で、ある程度固まった数字で拾っております。その後も賦課の方の人数は転入される方もありますし、お誕生日を迎える方、お亡くなりになられる方、転出される方で常に動いておりますので、数字がぴったりくるというのはなかなかないのですが、おおむねこの程度の人数になっております。

池田係長

2つ目の特別徴収の割合、限度額超の人数についてですが、こちらも仮徴収後の11月末現在の調定で総数6,886人に対し特別徴収の割合は76.97パーセント、人数につきましては5,300人です。限度額超の人数は44名となっております。続きまして、均等割額4万9,809円、所得割率10.51パーセント、限度額57万円は年金生活者にとって負担が重いのではないかと、あとどのような相談があるかというご質疑ですが、保険料をお支払いいただくということもございますので、負担が軽いとは考えておりませんが、年金収入80万円未満の方の保険料額は年間で4,900円、年金収入153万円未満の方につきましては年間で7,400円となっております。先ほど委員からお話が出ました事前提出した資料に基づいた軽減の割合を受けている状況となります。相談内容といたしましては、件数は把握しておりませんが、一時所得により限度額を超える方の分割納付の相談があったかと思えます。ただ、保険料の算定におきましては毎年所得に応じた計算をしておりますので、そういった説明を皆さんにさせていただいております。ご理解いただいていると考えております。

続きまして、明確な後見人がつく場合などは別として、さまざまな要因で話が通じないなどという、困難事例はあるかというご質疑でしたが、電話等により

まして説明がつかない場合等には職員が臨戸訪問させていただきまして説明等の対応をさせていただいておりますので、特別困難事例はございません。

続きまして、滞納繰越分保険料の調定額が263万7,700円、人数、滞納の要因、罰則の実績についてですが、調定の際は35名、263万7,700円でしたが、決算時におきましては8名、98万4,500円となっております。滞納の要因といたしましては、さまざまな理由がございますが、皆さんに分納、分割納付していただいております。また、罰則につきましては、納付相談、分割納付によりまして対応しておりますので、滞納処分等の実績はございません。

清 水

特徴が6,860人のうち5,300人、残りの約1,560人程度が結局1カ月の年金が1万5,000円以下という方、自動的に大体そういうことだと思うが、この1万5,000円以下の1,530名の方というのは実態として生活保護も受けていないわけですよね。どうやって生活しているか、こういった方は私たち全く知らないわけではないですが、こんなにたくさんいらっしゃるというのは私びっくりしたのです。こういう方々は、例えば年金のほかに貯金しかないとか、納付相談ではいろいろなことがあると思う。生活保護を受けないで月3万円とか4万円で暮らしている方々って、実際触れ合っていてかなりいるという感じでしょうか、それとも全く私の勘違いで、いやいや、これはこういうことで1,560人なのだとしたことなのか、やはり実際に触れ合っている職員からある程度実態をお聞きしたい。

橋本課長補佐

ただいまのは、普通徴収のうちにもさらに口座振替をご希望されている方が900人以上おりまして、実際普通徴収という方は670人ぐらいでございますので、要は委員がおっしゃっているのは1回の年金額が低いので、特別徴収できない人がいるだろうと、その人たちが普通徴収になっているのではないかというご質疑の趣旨かということですのでよろしいでしょうか。ほとんどの方が国保から後期に移行されるときに一回異動扱いになるもので、特別徴収がまずキャンセルになってしまうのです。一旦まず必ず普通徴収になってしまいます。そのときにうちのほうとしては、口座振替もできますし、継続して、あと勘違いされて引き落としになっているものと思って未納になったりということで、そこら辺の入り口の段階で極力なくすように口座振替をお勧めしたりということでございますので、イコール1万5,000円しかないから引かれていないという認識は正直申し上げて持っていないところでございます。ただ、窓口で知らないだけではないかと言われてしまえば、お一人お一人から全ての方の聞き取りをしているわけではございませんけれども、年金額が8万円未満の方は年間4,900円で8期に分かれますので、1回600円ぐらいでございます。もちろん600円でも1回分の食費になるということはございますけれども、おおむね滞納につながる方は年間4,900円の保険料の方ではなく、どちらかというところある程度所得のあるような方がもう引き落としになっているかと思っていたとか、いろいろな理由があるので、うちのほうとしてはその切りかえのときにとにかく細やかな対応で自動的にはならないので、手続してくださいとか、そういうことで滞納を極力少なくするよう努力をしているところでございます。うちのほうとしてはくどい話で申しわけありません、特に1万5,000円ぐらいで少ないから引かれていないという方は調査をしたこともございませんし、正直申し上げまして認識を持っていないところでございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。
以上で認定第5号の質疑を終結いたします。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
明日は午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 15:40